

衆議院 第百八十五回国会

災害対策特別委員会 会議録 第六号

平成二十五年十一月十二日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 坂本 剛二君

理事 うへの賢一郎君 理事 北村 茂男君

理事 原田 憲治君 理事 福井 照君

理事 盛山 正仁君 理事 三日月大造君

理事 山之内 毅君 理事 石田 祝稔君

理事 井林 辰憲君 理事 井上 貴博君

理事 伊東 良孝君 理事 泉原 保二君

理事 大見 正君 理事 神山 佐市君

理事 木内 均君 理事 北村 誠吾君

理事 工藤 彰三君 理事 笹川 博義君

理事 清水 誠一君 理事 竹下 亘君

理事 長島 忠美君 理事 林 幹雄君

理事 藤丸 敏君 理事 松野 博一君

理事 務台 俊介君 理事 湯川 一行君

理事 吉川 起君 理事 黄川田 徹君

理事 寺島 義幸君 理事 中川 正春君

理事 松原 仁君 理事 吉田 泉君

理事 上野ひろし君 理事 高橋 みほ君

理事 宮沢 隆仁君 理事 濱村 進君

理事 樋口 尚也君 理事 椎名 毅君

理事 高橋千鶴子君 理事 小宮山泰子君

議員 小林 鷹之君

議員 土屋 正忠君

議員 二階 俊博君

議員 林 幹雄君

議員 福井 照君

議員 高木 陽介君

議員 古屋 圭司君

議員 内閣府大臣政務官 亀岡 偉民君

議員 経済産業大臣政務官 田中 良生君

議員 (防災担当)

第一類第一号 災害対策特別委員会 会議録第六号

平成二十五年十一月十二日

委員の異動

十一月十二日

補欠選任

同日

十一月十二日

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

本案につきましては、第百八十三回国会におきまして既に趣旨の説明を聴取しておりますので、これを省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

首都直下地震対策特別措置法案

〔本号末尾に掲載〕

○坂本委員長 引き続き、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣府政策統括官日原洋文君、金融庁総務企画局参事官坪内浩君、消防庁国民保護・防災部長室田哲男君、経済産業省大臣官房審議官村上博之君、国土交通省道路局長徳山日出男君及び国土交通省住宅局長井上俊之君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○坂本委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松原仁君。

○松原委員 おはようございます。

首都直下地震の問題というのは、かねてから大きなテーマでありました。私も東京に住んでいる者として、大変にこの首都直下地震というものに對して危惧している者の一人であります。

二〇二〇年に東京オリンピックが開催されるということになりました。私は、この東京オリンピックの開催というのは、東京がアジア最大のハブ都市を目指す上での大きなエポックメイキングになるだろうと思っております。

ただ、その東京は、一方において、米国のサンフランシスコ等と並んで最も災害が多い都市であるということも世界の中で認識をされているわけ

でありまして、やはり、東京が世界の、特にアジアにおける最大のハブ都市を目指す上での必須の条件の一つが、こういった東京における被災対策、災害対策、減災、防災対策であるということは言をまたないわけであります。

そういった大変重い、重要な意味を持つ法案でありまして、そういった観点から御質問させていただきます。

まず最初に、緊急対策推進基本計画の記載事項に、緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項が掲げられておりますが、当該事項として挙げられる政策に、特に港湾管理者、港湾事業者に関する事項としてどのような事項があるか、お伺いいたします。

○二階議員 委員御指摘のとおり、緊急対策推進基本計画には、その記載事項として、首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に關して、緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項を定めるものとしております。

これは、首都直下地震が発生した場合における緊急輸送の確保のために港湾、空港の機能の維持が重要であることから、緊急対策推進基本計画に記載することを義務づけているものであります。

緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項の中で、委員御指摘の港湾管理者、港湾事業者に関する事項が具体的にどのように定められるかについては、当該規定の趣旨も踏まえて、政府において、今後適切に判断されるべきものと考えております。

○松原委員 今後その辺の取り決めが行われるというところでありますが、それぞれの港湾事業者等が、こういったいわゆる緊急対策において有効に機能するように、さまざまな助言や支援を心よりお願い申し上げます。

二問目に入ります。先ほど申し上げましたオリンピック誘致を含め

て、東京を外国人により売り込んでいかなければいけない。このための外国人滞在者に対する災害時の対応をしっかりと進めることが大切であると考えますが、この法律に係る対策の中で、外国人滞在者に対する災害時の対応に、どういうものか具体的に資するものとしてあるのか、お伺いいたします。

○二階議員 このような重大な問題について、松原先生と思いを共有しながら対策を今後考えていく、大変大事なことであると思っておりますので、私も努力をしますから、松原議員におかれましては、東京都御出身ですから、どうぞよろしくお願ひしておきたいと思ひます。

本法案では、首都中枢機能維持基盤整備等計画において滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項を、地方緊急対策実施計画において地震災害時における滞在者等に対する支援に関する事項。この滞在者等とは外国人も当然に含まれているものであります。

特に、今後、外国人のことに關して大変力を注いでいかなきゃいけない、外国の滞在者が東京にとどまっておるとは限りません、地方にお出かけになる場合もある、そんなときに外人の人たちをどう安全なところに誘導するか、こうした問題について、国を挙げてやはり対策を考えていかなきゃいけない、私はこのように思っております。

国及び地方公共団体においては、東京オリンピックをにらんで、これらの外国人滞在者に対する災害時の対応をきっちりやっていくことが、東京オリンピックに観光客や旅行者を含めて多くの皆さんを世界じゅうから呼び込むためにも大事なことでありますし、東京都が当然果たすべき役割でありますから、私どもも積極的に協力して、ただ文に書いてあるとか書いてないとかという程度のものじゃなくて、本間に、外国から日本に來られた皆さんが安全に、この大会期間中、生活が送れるように、これはしっかりと協力をしていかななくてはならないと思っております。

○松原委員 具体的な内容については今後詰めるということですが、これは超党派でやるべきテーマでありますので、我々もさまざまな意見を申し上げていきたいと思ひます。

さて、ちよつと一問、後でやるということにしまして、首都中枢機能維持基盤整備等協議会というものが中で想定されておりますが、この中身について、どういう中身なのか、そしてそのメンバーというのはどのように決まるのか、どのように運営されるのか、こういったことを御質問いたします。

○土屋（正）議員 御答弁申し上げます。

この首都中枢機能維持基盤整備等協議会のメンバーは、まず第一に、行政でございます。

二点目は、これは第八条の二項の一口に掲げているわけでございますが、まず、ガス、水道、電気、いわゆる命綱にかかわる事業者でございます。それから情報通信にかかわる事業者、さらにはまた、緊急避難の問題がありますので、公園とか広場にかかわる、これは主として行政が担うことになると思ひます。

それ以外のものが考えられるわけであります。が、鉄道事業者等を想定しながら、その第八条二項の一口のところ、その他のものも含める、こういうことになっております。

したがって、行政とこれらの事業者が中心になつて協議会をつくるもの、このように想定をいたしております。

○松原委員 その他のものというところに、やはり幅広にさまざまな民間事業者が入ってくるということになるかと思ひますが、その選定というものは基本的にどういうふうに行われるか、もし今この場で御答弁いただけるなら、御答弁をお願いいたします。

○土屋（正）議員 その他という読み方をして、さまざまな事情に対処できるような法律構成になつておりますが、主要なメンバーは、先ほど申し上げた、法律上明示してある、あるいはそれに準じている鉄道事業者等になるかと思ひます。

これらにつきましては、具体の計画に従って執行していく段階で、さまざまなケースを想定し、その他ということの規定いたしているところでございます。

○松原委員 その他というところがやはり非常に重要な味つけになってくると思うので、こういったところは、一方において公正に、一方において現実的に、そして、地域の声を聞いていただきたいが、ぜひ進めていただきたい。きょうはここままで質問はとめておきます。

次に、地方緊急対策実施計画の第二十一条三項第五号に防災訓練というのが書かれております。今も各地域における防災訓練というのは、私の地元品川においても、各町会ごとに四十人ぐらい集まって、七百人ぐらいのものとか既にやっているわけですが、この防災訓練はそれと同じものなのか、違うのか。どう違うのか。

さらに、私は、東京に住んでいる人たちに対して義務づけをするのはかなり困難性が高いと思いますが、一年間に最低一回は防災訓練に出ましようとか、何らかの義務づけをしないと、一方において、どれほど地域の自治会が中心になっても、参加しない人はずっと永続的に参加しない。こういったことに対しての危機感というものは非常にあるわけですが、この大規模な防災訓練の中身についてお伺いしたい思います。

○林(幹)議員 首都直下地震に備えるためには、先生御指摘のように、関係機関が住民とともにさまざまな防災訓練を行うことが極めて重要なことであります。したがって、本法案においては、地方緊急対策実施計画の記載事項として、ところでもございます。

訓練の規模や内容については、防災訓練の重要性を踏まえて、関係機関において、効果的、実践的なものを適切に実施していただきたいというふうに考えております。

また、本法案においては住民参加を義務づけてはいませんが、災害対策基本法に定めている住民の防災訓練への参加の責務も踏まえて、訓

練の実施主体において、住民参加が適切になされる工夫を行うことを期待しているところでございます。

どうぞよろしく願っています。

○松原委員 恐らく新しいものが生まれるんだろうと思うんですが、やはり従来の防災訓練と、こういう規模において違う、こういった質において違う、こういった連携性において違う、義務づけと言葉が強烈ですが、違うということ、従来から防災訓練を東京はそれなりにやっております、あえてこの中でそういうふうな防災訓練と特出したところを、実は少し意図をお伺いしたかったわけですが、もしつけ加えることがあれば、お伺いいたします。

○林(幹)議員 つけ加えるところは特段ございせんけれども、やはり、住民参加が適切に行われるよう、そういった訓練がされるような工夫をいろいろなところでしてもらいたい。そしてまた、これからまだ時間も若干ありますので、そういったものを積極的に進めていきたい。やはり、官民一体となつて進めていくことが大事だろうというふうに考えております。

○松原委員 要するに、今までは、例えば地域であれば品川区が主体でやっていたりしますが、これに対して、国がある程度前面に出る、こういう認識でよろしゅうございますか。

○林(幹)議員 もちろん今先生御指摘のとおりでありますけれども、国も、あるいは東京都も、あるいは市町村に関しても、一体となつて取り組むということが大事だろうと思っておりますし、国がやはりリーダーシップをとるということが必要だろうと思っております。

○松原委員 この防災訓練と同時に、住民防災組織を認定する、こう書いてあります。これも、私、極めて興味深いし、必要だと思っておりますが、従来から消防団もあるわけでありまして、私の地域でも消防団はありますし、個人的なことを言えば、私の長男も消防団で活動しているわけでありまして、こういった消防団活動や地域の市民消防隊と

か、こういうふうな地域防災リーダーが今ある中で、屋上屋を架することになるのか、どういうイメージで住民防災組織が生まれるのか、このイメージ。この法律だけ見ると、防災訓練もそうだし、この住民防災組織も、こういうことか、もうちょっとお伺いしたい。

○福井議員 ありがとうございます。

この条項は、本当に、昨年の野党時代からこたわったところでございます。

ちよつと迂遠になりますけれども、昭和二十二年にGHQが日本をして廃止せしめたものが三つございまして、財閥と内務省、そして町内会。町内会をわざわざ日本政府をして廃止せしめたというぐらい、まさに隣保協同の精神に基づくコミュニティというものが日本の紐帯、ガバナンスの本質だったということに鑑みて、霞が関が今まで数十年間やってきた中で一番得意だった国民運動すらできる組織というものをイメージして、東京都で防災隣組がございまして、消防団とは違って、そして自主的な、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織として自主防災組織のことを想定し、そしてさまざまな活動をしていただこうという思いがこもっているわけでございます。

○松原委員 援助ということも書かれておりますが、もう時間がないので簡潔にお伺いします。

○福井議員 具体的には、この法案の趣旨を踏まえて、政府及び特定地方公共団体におきまして適切に判断されるものと考えておりますし、この法律の上では金銭的な資金援助が除外されるわけではありませんで、その辺を含めて、また全党で御指示、御鞭撻賜りたいと存じます。

○松原委員 金銭的援助がある、こういうふうな話でありました。やはり、そういうものも含め、きちつと担保する必要があると思っております。

一問飛ばしまして、第三十四条の補助金等交付財産の処分の制限に係る承認の手続の特例、具体的にはどのような措置か。譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供するということで、使用目

的を変えるということもありますが、場合によっては、その補助金でつくられた財産を売却して、そのお金を活動費に回すというようなこともケースとして想定されるかどうか、お伺いします。

○福井議員 結論から言いますと、想定はしておりませんが、その目的外使用を許す条文でございまして、御理解賜ればと思います。

○松原委員 次に、第三十二条の建築基準法の用途制限の緩和。これは私は非常に重要なものであると思っておりますが、この具体的なイメージを少し語ってほしいと思うんですが、いかがですか。

○小林(應)議員 先生御指摘のとおり、本法案の三十二条そして三十三条には、建築基準法における用途制限の緩和の特例措置が設けられております。

具体的な措置といたしましては、例えば第三十二条について申し上げれば、建築基準法上の第一種、第二種の低層住居専用地域などでは、非常時に必要な灯油や軽油、こうした燃料を備蓄しておくことが現在できません。こうした場合に、内閣総理大臣の認定を受けた計画に定められました基本方針に適合するものとして自治体が許可した場合には、特例を設けて当該事業の推進を図れるようにしております。

○松原委員 要するに、今言ったそういった部分だけなのか、もしくは、例えば、ある場所が大変に密集していて、木造住宅が多い、そういったところを建て直すときに何らかの緩和をするとか、そういったことはこのイメージに入っているのかどうか、お伺いいたします。

○小林(應)議員 そうしたイメージは現在入っておりませんが、いずれにいたしましても、地方公共団体がこの法案の趣旨にのっとりまして、今後定めていくものとされております。

○松原委員 三十一条第二項第二号にある地震防災対策推進協議会、この中身について、どういうものか、簡潔にお答えいただきたい。

○林(幹)議員 御指摘の協議会は、特定地方公共団体によつて組織されるものでございまして、実

施すると見込まれる者とは、近い将来において特定緊急対策事業を実施することが決定する者であつて、協議会に参加する時点で事業を実施することが決定している者とはちよつと異なるわけであります。

なお、特定地方公共団体は、協議会の構成員として必要と認める者を加えることができることとしておりまして、その設置当初の構成員で固定されるわけではありませんが、柔軟に構成員を追加することも想定しているところでございます。

○松原委員 時間が参りましたが、今お話をいろいろと承つておりまして、一つの箱はできた、どういうメニューにするか、具体的にどういうふうにするかというのは今後の課題だろうと思つております。

地域特性というのは、同じ東京でも、いろいろな地域で全く違う。私の品川、大田においても地域によって全く異なるわけでありまして、地域の特性にそれぞれ合った形で、本当の意味での防災、減災、ハード、ソフトの多重防衛という言葉もありますが、やはり人間のハードパワーというのは極めて重要であります。そういうことを考慮しながら、我々も防災というのは超党派だと思いますので、提言をさせてもらいながら、ぜひともいい形で東京の首都直下型対策ができるよう、このことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○坂本委員長 次に、宮沢隆仁君。

○宮沢(隆)委員 日本維新の会、宮沢隆仁であります。

南海トラフに続き、首都直下についても私が質問させていただきます。

資料を隅から隅まで読むというわけにいかなくなつたんですが、ある程度ピックアップして読んでみて、やはり、正直よくできているなと思ひました。

本日は二十分しかないんですが、きょうの私の質問の一貫したテーマは、まず一つは、政治家の先生方及び官僚の皆様が最悪の事態を想定しておられるというのはよくわかつたんですが、さらに

もつと最悪はないかなという視点で、ちよつといろいろな質問事項を考えてみました。

それからもう一つは、国民への災害教育という観点で、先ほど松原先生が義務づけはどうだろうというお話があつたんですが、私も全く同じことを考えまして、せつかく防災訓練をやつても、行きた人は行くし、行きたくない人は行かない、ほかのことをやつていくというのでは、ちよつと徹底し切れないんじゃないかということですね。

それからもう一つは、一般庶民、国民は、言葉を含めてどこまで理解しているんだろうかという、私自身が普通の国民として見た観点での疑問を質問の中に入れていきたいと思ひます。

それから、松原先生が先ほど御指摘されましたが、本当にいざというときの防災のイメージというのが物すごく大事だと思うんですが、そこが私自身もちよつといま一つイメージできていないというところもありますので、きょうは、質問それぞれは、結構、重箱の隅をつつくような質問なんです。答弁していただければと思ひます。

まずは、首都に特徴的な構造物といふと、沿岸部にあるタワー型マンションだろうと思ひます。すくなくともおられるんですが、例えば、地震で、まず橋が、内陸とつながっているのが全て落ちた。落ちて、なおかつ津波も例えば十メートル前後のが来るといった想定の中で、恐らく電源等も落ちるだろうと思ひます。そのような状況下でのタワー型マンションに住んでいる方々の避難対策というのをちよつと具体的にイメージさせていただきます。

○亀岡大臣政務官 まさに今委員が指摘されたように、特に都心部はこの十年間で三十階以上の建物が三倍にあつています。そういう意味では、もし地震が来た場合においては、エレベーターが動かなくなつたり、または、まさに避難インフラが途絶してしまうという可能性がります。

そのときに高層難民というのは必ず出てくるというのは想定しております。今、地方自治体とあつては、江東区のように、マンションをつくるときには各階に必ず避難物資を蓄えておく、集合住宅防災ガイドブックなるものをつくつて、何かあつたときにはしばらくそこで生活できるような環境を整えようというような啓蒙活動もいろいろしていただいております。

ただ、それでも、長期化した場合においては、集会所に集まつたり避難所に集まつたりというのが高層住宅ではなかなかできない可能性がある。そのときには、どうしても、ある程度個人で蓄えていたでいておいて、しばらく生活ができるような環境は何とかしておかなければいけないということがあります。

今、内閣府では、高層マンションにいろいろアンケート調査をしております。その中身をしっかりと踏まえた上で、これは地方自治体としっかりと協議をしながら、もし災害に遭つたとき、橋なんか壊れたときはすぐに自衛隊や国交省に直してもらうんですけれども、自分を守る啓蒙活動というのをしっかりと、協議をして進めていこうと今、段取つてるところであります。

○宮沢(隆)委員 どうもありがとうございまして。

ちなみに、私は議員宿舎の二十六階に住んでいるんですが、特に高齢者なんかは、上がったたり降りたり、考えただけでも気が遠くなる。だから、今のところどこに避難場所、食料を備蓄するというのは、物すごくいいアイデアだと思ひます。ただ、恐らく我々が想像し得ないようなことが起こる可能性もあると思ひますので、その辺の対策はさらに練つていただければと思ひます。

それから今度は家屋密集地域、墨田区、江東区等ですね、その辺のエリアのお話になるんですが、資料等を読ませていただきますと、東京都の地図はたくさん出てくるんです。ところが、東京都に隣接した埼玉、神奈川、千葉等のいわゆる首都圏

全体図というのは、余り詳しいものは私には見えていなかったように思ひますが、例えば南埼玉あたりは、ほとんど東京都と言つてもいいぐらい隣接しておりますし、住民もたくさんいる。それで、隣接する県のそういう防災対策なり解析、これは東京都とは同じ程度にできていると考えてよろしいのでしょうか。お願いします。

○日原政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、首都直下地震が発生した場合は、東京都のみならず、神奈川県や埼玉県などの木造密集市街地におきましても、家屋の倒壊や市街地火災が発生するおそれがございます。

例えば、平成十六年に内閣府が行つた被害想定におきましては、東京湾北部地震の震度分布を想定した場合、出火件数が多いと見込まれる冬の午後六時に風が強い場合の試算といたしまして、全壊及び火災焼失棟数が、一都三県を中心として、最大で約八十五万棟、死者は一万一千人に及ぶものと試算されております。

現在、首都直下地震対策検討ワーキンググループで被害想定を見直しているところでございまして、けれども、こうした見直しに当たつては、同じような広域的な被害想定を検討していこうと思つておりますし、また、各県におきましても、それぞれの県におきまして被害想定を行つていこうとございまして。

○宮沢(隆)委員 わかりました。

その場合に、例えば東京都と埼玉県、東京都と神奈川県、その辺の連携のあり方というの、もう既に決まつていると考えてよろしいでしょうか。

○日原政府参考人 お答えいたします。

首都圏におきましては、都県、それから政令市を含めまして九都県市におきまして、広域的な防災についての訓練等も行いながら、連携をそれぞれ行つていこうとございまして。

○宮沢(隆)委員 了解いたしました。

それにちよつと関連するんですが、そういう家屋密集地域で火災が起つたときに、住民は避難

をいたしますね。それで、避難場所にとりあえず集まっても、そこに火がさらに及んでくるというようなお話もどこかに記載されていたと思うんです。

きのうレクを受けたときにちょっと気づいたんですが、避難場所の定義について、あるいは名称です、どうも何かわかりにくいというのが私の正直な印象で、緊急何とか避難場所とか避難広域何とか地域とか、そういう名称をつけられていたと思うんですが、それが果たして国民の中に言葉として浸透しているのだろうかという疑問を持ったんですね。そこをちょっとお答えいただきたいと思うんです。

○日原政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、なかなかわかりにくいのが多いと思うんですが、広域避難場所というのがございまして、東京都であれば、道路上に緑の大きな看板で広域避難場所はこちらと書いてあるのがありますけれども、そういうところは、火災が起きても、かなり面積が広いものですから、その中に逃げただければ火災が及ぶおそれがないという場所を指定しております。

そのほかに、例えば小中学校のようなどころに通常避難される場合が多くて、そこは避難所と呼んでいまして、ちょっとわかりにくいんですけれども、ございまして。避難所に集まった場合には、確かに小中学校ですと一万平米ぐらいしかありませんから、周りが延焼しますと火災のおそれがあるということで、その場合には広域避難場所の方に、二段階避難と呼んでいますけれども、避難していただく場合もございまして。

同じような考え方で、災害対策基本法を今回改正させていただいた中で、そういう一定期間滞在する学校のようなところを避難所と呼んでいるんですけれども、安全の観点から災害の及ぶおそれのない一定の基準を満たす施設を避難場所と呼んでいます。先ほどは火災の話をしていましたけれども、例えば津波でしたら、津波に対して、その及ぶおそれがない場所を避難場所というふうに呼

んでおるといってございまして。

その辺は、なかなか周知されていないというのはおっしゃるとおりでございまして、周知に努めてまいりたいというふうに思っております。

○宮沢(隆)委員 私、きのうそのお話を聞いて、結局、火災のときの避難する場所、行く方向、それから、津波のときの避難の場所、方向、地震だけのときの場合、それぞれいろいろなシチュエーションがあるだろうと思うんですけれども、もうちょっと整理して、例えば色分けで、大きな赤丸だとか緑の丸だとか、例えば火災のときは赤丸のところへ行きなさいとか、何かそんなような物すごくシンプルな方法で、おじいちゃん、おばあちゃんが見てもぱっと認識できるような方法をちょっと考えていただければなと思いました。

あとは、避難という言葉が必ず、広域避難場所にしても避難所にしても入っていますけれども、これも、パニックになつていっているときに瞬間的にその違いを頭に想起するというのは恐らく無理じゃないかと思えますので、その辺もちょっと考慮していただければなと思いました。

次は、今度の質問は、本当に最悪の最悪という観点からの質問なんです、食料、水の備蓄は三日間を一応一週間にされたということで、私は非常に結構なことだと思うんですが、例えば、首都直下が起って数日して南海トラフが誘発されてダブルで直撃されたというときは、ほとんど、ある意味戦争状態のような状況になると思うんです。そういうときに、一週間以上、二週間とか三週間とかということ考えたときは、多分、その場所がサバイバルするしかない。そうならば、サバイバルする手段のようなものも教育の中に取り込んで、国民に周知徹底したらいかがかなと思つたんですが、いかがでしょうか。

○日原政府参考人 お答えいたします。首都直下地震が発生した場合におきましては、東日本大震災において都心部で見られた以上の深刻な交通渋滞の発生が予想されます。避難所への物資の輸送だけじゃなくて、一般の在住者、御自

宅で生活される方への生活物資の輸送も円滑にできなくなるとおそれるということで、そういった意味におきまして、三日間程度と言っておりますが、備蓄を一週間にしようということに最近言わせていただいているということでございます。

そういった意味で、さらに長くなつていくことも確かにございまして、備蓄量は多ければ多いにこしたことはないわけでございますし、そういった点も含めまして周知に努めてまいりたいと思います。また、場合によりましては、被災地を離れるということもあり得るのかなというふうに思っております。

○宮沢(隆)委員 最悪を想定し始めた切りがないだろうと思うんですが、例えば、人間がぼんと一人で無人島に置かれたときにどうやって生きるかとか、国民の一人一人がそのぐらいのことまで考えておいていいんじゃないかと僕は思うんです。要するに、結局自助ということに結びつくんですけれども、そのぐらいの厳しさがあるんだよということ、今回の法案を通して伝えていただいてもいいんじゃないかと思えます。

それから、これも最悪シナリオなんです、例えば、今我々が使っている卓上電話、ファクス、携帯電話、メール等、全ての通信網が使用不能となったとき、そういうシチュエーションで、多分陸の孤島があつたところ、生まれてくると思うんですけれども、どのような方法で連絡をしようのかということについてはいかがでしょうか。

○室田政府参考人 大災害時におきまして、住民への災害情報等を着実に、確実に伝達するために、第一に、一つの手段に頼らず複数の情報伝達手段を組み合わせることで、また第二に、一つ一つの情報伝達手段を強化することが重要だと考えております。

第一の情報伝達手段の多重化につきましては、市町村は、それぞれの実情に合わせて、同報系の防災行政無線のほか、緊急速報メール、コミュニティFM等の複数の手段を組み合わせ整備をしております。

また、第二の強化につきましては、市町村におきまして、同報系の防災行政無線の非常電源の強化、あるいはラジオ、IP告知端末等の電池で動作する機器の配備等の取り組みが行われておりますし、また、通信事業者におきまして、東日本大震災を教訓といたしまして、ネットワークの強化が図られているところでございます。

消防庁といたしましては、こうした市町村の取り組みに対しまして、ガイドラインの作成、専門家の派遣、整備に係る必要な財政措置等により支援を行っているところでございます。

こういった取り組みをしていただくわけですが、仮に、万が一使えなくなった場合どうするかということでございまして、現在でもほかの情報伝達手段とあわせて行われておりますけれども、消防団あるいは市町村職員の方が、広報車等により、直接住民に対して情報伝達するというところにならうかと考えております。

○宮沢(隆)委員 今の答弁の後半を聞きました。そうですね。まず、メール、無線、電池云々は使えないという想定。それこそ、そこで人間の生きる力というのが生きてくるだろうと思うんです。例えば、のろしという方法が昔ありましたね。あとは、例えばたこを揚げて、まず存在を示すとか、そういう極めて原始的な方法はあるんですが、まさにサバイバルのために、そこまで頭の隅に置いておいてもいいんじゃないかなということですね。

もう時間がないんですが、最後、三・一一のときに、私が聞き及んだところでは、本当に災害直後、もうほとんどみんな隔離されちゃいますので、そこで、人間模様として何が起ったかといいますが、そこにいる人たちの中でチームができて、それぞれ、私は何ができて、何ができて、何を宣言して、その中で自然にリーダーができてきた、日本人だけかどうかはわかりませんが、すごいなと思つたんですね。

それは自然にできてきたんですが、災害直後というのは、恐らくその場にいる人間が何とかしな

きやいけないということであろうと思うんですが、それを、ふだんから教育の中でシステマチックに、リーダーシップ論みたいな形で教育することはできないかということがきのうちよつと浮かんではいけないけれども、その辺は、これは消防関係の方になるんですか、ちよつとお願いします。

○古屋国務大臣 今の委員の御指摘は、災害が起きたときにいかに行動するかということで、リーダーを決めるなり、あるいは防災教育をするなり、こういったことによって命が救えるという指摘だと思います。

確かに、金石の奇跡なんというのがありますよね。あれは、学校が全部津波につかつたんですけれども、その学校は一人も犠牲者を出していません。それだけにとどまらず、近隣のお年寄りも全部助けたんです。それは、その学校の先生がかつての津波の教訓をずっと伝えて、速やかな行動をしたからなんです。先ほど、のろしの話が出ましたけれども、「稲むらの火」という和歌山の、二階先生の御地元、そういうた教訓もあるんですよ。

だから、現実には、今やっていることは、例えば、内閣府ではDVD教材を作成して配付をするとか、あるいは学習指導要領で防災教育について具体的に触れるということで、実際、そういうことを学校も始めています。今度の災害対策基本法においても、例えば、七条には教育訓練あるいは教訓の責務、八条が配慮規定、それから四十七条の二で、そういうた教育を実施しようという規定がなされたんですよ。

でも、現実には、こういう規定がなされるだけでは意味がないので、やはりそれをいかに実行させていくかということが大切だ。それは、国だけではなくて、地方公共団体、教育関係団体、民間セクターを初め、あらゆるセクターが連携をして、そういう教育をしつかりしていく。そういう中において、自然に、今御指摘のリーダーシップ論とかそういうものも出てくると思うんですね。

だから、これを徹底することによって、恐らく、大規模災害が発生したときに人の命を十分に救え

るという手だては、こういったソフトの充実で可能だというふうに考えております。それを奨励していきたいと思ひます。

○宮沢(隆)委員 ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

時間になりましたので、これで終わります。

○坂本委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

昨日来、フィリピンでの台風被害、本日に甚大な被害が伝えられています。一万人以上の死者とすることで、心からお見舞いを申し上げたいと思うとともに、日本でも必ず来ると言われる大災害に備えるために、本日に、あらゆる知恵を尽くし、また協力を合せていきたい、このように思っております。

首都直下の対策法について伺いますけれども、まず、本法案の第三条では、内閣総理大臣が、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある地域として、首都直下地震緊急対策区域を指定するとしております。また、その首都直下地震とはということでは、東京都、東京、埼玉、千葉及び神奈川県及び茨城県の区域のうち政令で定める区域、また、その周辺の地域で発生する大規模地震と定められております。

それで、首都直下地震については、これまで、二〇〇四年、二〇〇五年ということでは被害想定が出されてきましたけれども、東日本大震災を踏まえて、現在、最新の被害想定や対策が見直し作業中であります。

そういう中で、この区域の指定の仕方、どのようにやっていくのか、また、今進行形の被害想定の見直しとの関係がどうなるのか、提案者に伺います。

○土屋(正)議員 ただいまの高橋委員の御質問にお答え申し上げます。

本案の第三条において、今御指摘のように、首都直下地震、東京圏という表現を使っているわけでありまして。この東京圏という表現については、

文言にありますように、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県及び茨城県の区域のうち政令で定めるもの、こういうことになっているわけでありまして。

茨城県を除いては、皆行政区単位に自治体全体を対象にしているわけですが、茨城県の区域を政令で指定して、内閣総理大臣が指定するということの意味は、最新の地震研究によって、恐らく茨城県の一部の区域も相当な範囲に影響が及ぶとされておること、もう一つは、東京圏として一体の、さまざまな経済活動あるいは国民生活が連なっている、こういうことを前提にしてこのよう規定にいたしましたものでございます。

では、一体、茨城県のどこを指定するかについては、これはいわゆるこれからの科学的知見を踏まえながら慎重に政府で対応するもの、このように考えているところでございます。

○高橋(千)委員 済みません、事前にちよつと聞いていたときと理解が違つていたなと思つたんですが、首都直下地震緊急対策区域というのは、茨城県の中はどこを指定するかがこれから絞られるけれども、それ以外の東京圏については全部入るという意味でしょうか。

○土屋(正)議員 この法律のたてつけは、基本的には地方自治体が行う部隊となるわけでございますので、したがつてこのような指定の仕方をしていくわけでありまして、将来どういふふうな運用をするかは別にしまして、このような規定の仕方をしていくわけでありまして。

なお、先ほど統括官がお答えいたしましたように、茨城を除く一都三県におきましては、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の四都県に、さらに、その中における政令市、五つの政令市がございまして、横濱、川崎、千葉、さいたま、そして相模原という五つの政令市が連携して、九都県市会議というものを持っております。この九都県市会議の主たるテーマの一つが防災対策でありますので、これらの機能を生かしつつ、全体として意思統一をしていくということになるだろう、このように想定

をいたしております。

○高橋(千)委員 東京圏の中からさらに、指定するのはもつと絞られるというふうに聞いていたものから、私はそうじゃない方がいいと思うので、別にこれはこれで、そうだったつたらそれでよろしいです。

それで、提出者につけて聞きますが、法案の第五条では、国の行政に関する機能のうち中核的なものの維持に係る緊急対策の実施に関する計画をつくるということになっていますが、どのようなものでしょうか。簡潔にお願いします。

○土屋(正)議員 簡潔にお答えを申し上げます。お尋ねの緊急対策実施計画は、政府として首都直下地震が発生した場合に優先して継続すべき業務の内容など、いわゆる政府の業務の継続に関する事項、それから、そのためには人が要するわけですから、必要な職員の確保、非常用食料等の備蓄に関すること、そしてまた、仮に機能でなくなつたとときの代替に関すること、この三つを想定いたしております。

○高橋(千)委員 そこで、大臣に伺いますけれども、二〇一二年七月の首都直下地震対策検討ワーキンググループの中間報告では、首都直下地震発生時に優先して実施すべき業務が必ずしも明確ではないと指摘をして、各府省が首都直下地震発生時に継続すべき必須の機能を明らかにし、非常時優先業務を選定するための政府業務継続方針や政府業務継続計画の策定など、具体的にこうすべきだということを示しております。また、被害想定を待たずとも取り組むべき対策という表現をされております。

そこで、政府全体としてのいわゆる業務継続の取り組みがどのようになっているのかということと、また、これは他の大規模地震を想定した法案とは違つて、首都中枢機能維持を前提とした法案という性格上、閣法で提出すべきではなかったのかなどと思ひますが、大臣の見解を伺いたしたいと思います。

○古屋国務大臣 委員御指摘の政府全体のBCP

ですね、業務継続計画。BCPはビジネスですから、むしろ、ACP、アドミニストレーティブ・コンティニューアス・プランという方が正しいのかもしれないですね。

委員御指摘のように、二〇一二年七月に中間報告が出ておりますけれども、今そのフォローアップをしておりまして、大体、めどとしては、年内をめどに取りまとめをしていきたいというふうに思っております。大規模災害のときに行政の中枢機能が麻痺することなく、その継続性が確保できるように、業務継続計画に取り組んでいきたいと思っております。

なお、議員立法じゃなくて政府提案にすべきだということですが、こういった種類の法案でも、例えば、いつも委員が御指摘をされておられますので、必ずしも、議員立法でやるのがおかしいのではないかと委員の御指摘は当たらないというふうに思います。速やかに法律をつくるという観点から議員立法で提案をされた。我々は、その議員立法にしっかりと従って対応していくというのが政府の役割だと思っております。

○高橋(千)委員 当たらないとまで言う必要はないと思うんですよ。さっき言ったように、これまでの地震に関する立法というのは、確かに議員立法でやってきました。でも、最初にお話をしたように、これは政府の業務継続計画をつくるわけですよ。本当は、待たずともやれと中間報告で言っているわけですから、逆に言うところ、法案がなくてもやるべきことだし、やっていること、各市町では既に進めていることなんですよ。でも、それを政府としてやれということを書いて、そのために必要な、いろいろな規制緩和ですとか特例をやるということを書いてあるわけですから、中央防災会議でこれだけの被害想定を行って、それに基づいてやるときに、政府としての法案でよかったのではないかと書いているだけでありますので、当たらないとまで言う必要はないと思います。

す、済みませんが。そこで論争するつもりはありません。

提出者に続けて質問しますけれども、第七条は、首都直下地震緊急対策区域のうち、首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備を緊急に行う必要がある地区を首都中枢機能維持基盤整備等地区として指定するとしております。永田町や霞が関が想定されるというふうに言われているんですけれども、首都中枢機能とは何かというのは、第二条第二項に、東京圏における政治、行政、経済等の中枢機能となっております。ですから、政治、行政となると永田町と霞が関というのはすぐわかるわけですが、経済の中枢機能、これはどこを考えているんでしょうか。

○土屋(正)議員 先ほど私が答弁したことについて一部訂正をさせていただきますが、先ほど御質問の中に首都直下地震緊急対策区域のお話が出されたのを、協議会のお話と若干混同して御答弁いたしました。第三条で言うところの区域は、実際に被害が甚大になるところを想定しておりますので、より具体的な地域の指定ということになるだろう、このように考えております。そのように訂正をさせていただきます。

ただいま御質問のありました経済の中枢機能とは一体何かということにつきましては、基盤整備が必要な地域については、主に中央銀行や主要な金融機関等による決済機能、企業本社機能等を有する地域を想定しておりますけれども、本案成立後に緊急対策推進基本計画の作成を通じて政府内において適切に処理されるもの、このように考えている次第でございます。

○高橋(千)委員 中央銀行等というのは、なるほどと思いました。そこで、法案の第二十条には、首都中枢機能維持基盤整備等区域内で認定を受けた基盤整備等計画に対し、都市再生特別措置法に定める都市再生安全確保計画とみなして適用する規定がある。こうした規定が必要とされる理由は何でしょうか。

○高木(陽)議員 本法案の第八条に定める首都中枢機能維持基盤整備等計画は、基盤整備等区域における、首都直下地震が発生した場合の首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備のほか、滞り等者の安全の確保を図るために必要な避難のための施設、備蓄倉庫等、ほかの施設の整備等に関するものであるとございまして。

この計画によって整備を促進する施設等が都市再生特別措置法に定める都市再生安全確保計画と共通することから、当該計画を都市再生安全確保計画とみなして都市再生特別措置法に定める特例措置を適用させ、これらの施設の整備の促進を図ることとしたものでございます。

ちなみに、都市再生安全確保計画に係る法律上の特例というのは、建築確認の特例、建築物の耐震改修の計画の認定の特例、備蓄倉庫等の容積率の特例、都市公園の占用の許可の特例等が規定をされております。

○高橋(千)委員 現在、全国六十二地域に都市再生緊急整備地域が指定されておいて、東京圏だけで二十三地域あるわけですね。この都市再生計画というのは、地域の住環境破壊ではないかと、いろいろな形で地域住民との意見の違いなどもある。ただ、今回、地震対策ということでそれが置かえられなければならないことだと思っております。

これは、例えば事業の実施に密接な関係を有する者が計画の策定や実施について協議する協議会の構成員となれるという規定がございまして。同時に、これらの者が構成員に加えるよう申し出た場合、正当な理由がない限り、申し出に応じなければならないと書かれているわけですね。そうすると、当然、開発の業者が手を挙げたときに、なかなか、よほどのことがなければ断れないということもあります。

実際には、住民も含まれるんでしょうか。

○高木(陽)議員 委員が御心配されているよう

に、地域住民との関係だと思っております。

その中におきまして、協議会、御指摘の二つの協議会については、いずれも、協議会を組織する関係地方公共団体が必要があると認めるとき、計画及びその実施に関し密接な関係を有する者を協議会の構成員として加えることができることとしておりますので、この地域住民は、密接に関係を有する方々であれば、関係地方公共団体が協議会の構成員として加えることは法律上可能である、このように考えております。

○高橋(千)委員 そこはまず確認しました。ちょっと時間がないので、次の質問をして、最後に言いたいことを言わせていただきますが、今、中枢部の話をしましたけれども、一方で、実際に住民が生活している市街地の対策というのは、地方自治体任せになっていると言えないでしょうか。

法案第一条では、「首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため」というふうな規定をされているわけですね。しかし、そのための具体的な手段で、何をやるかということでは、法案第二十一条の地方緊急実施計画で定めるとされている事項、これはできる規定になっているんですよ。

これはなぜなのか。

○林(幹)議員 地域防災計画は、首都直下地震等特定の災害に限られませんで、当該地域の防災に関し、関係機関が処理すべき事務の大綱を定める総合的かつ基本的な計画でございます。地方公共団体に対して作成が義務づけられているところでありまして。

地方緊急対策実施計画は、首都直下地震対策のために緊急に実施すべき施設整備、木造密集地域対策、帰宅困難者対策等の対策を円滑に推進するために重要な計画であることから法律で規定したものでありますけれども、地方みずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにする観点から、作成の義務づけは行わ

かつたものでございます。

義務づけられていないものの、積極的な活用を期待したいし、政府においても、法第二十二条の規定に基づいて、計画の実施に必要な援助を行っていただきたい、このように考えております。

○高橋千子委員 援助ということで、先日も参考人質疑の中で、木造密集地域の問題でいろいろ要望も荒川区長さんから出された、そういうことがございました。

それで、やはり実際に市街地、住宅地、そういうところでは、燃えないようにすることや耐震化とか避難道の確保とか、さまざまな対策が求められるわけでありまして。

そういうときに、できる規定にした、けれども援助はしていくといったときに、多分、百八国会、つまり昨年出されたときは、一定そういうことも担保するものと考えていたのではないかと思うんですね。

というのは、昨年提出された首都直下地震対策特別措置法案では、交付金制度を設けて財政的にも支援する、あるいは、地方の計画に対して補助するといふようなことが要綱にありました。そして、予算も一千億円必要とされていたんですけれども、当初は何を予定していたのか、また、本法案でなぜそれをなくしたのか、伺いたいと思います。

○林（幹）議員 先生御指摘のとおり、第百八十国会に提出した法案においては、補助率のかさ上げ等の当該法案に係る経費として、耐震化あるいは不燃化等の対策について約一千億円を想定したところでございます。

しかしながら、政府からは、首都直下地震に係る新たな被害想定が年内にも出されると聞いておりまして、財政措置のあり方についても適切な検討がなされるものと考えているところでございます。

本法案においては、第三十九条に、財政上の措置等に関する国に対する努力義務規定を置くにとどめているものでございます。

○高橋（千）委員 被害想定が発表されれば、今後、一定の措置がされるという意味でおっしゃっていたのかなと思っております。

本当に、国がもちろんリーダーシップを果たしていくと同時に、東京都ももちろん被害想定を出してありますし、対策をやると言っています。ただ、本当に地に足のついた、住民の暮らしの身近なところでの対策をどうするかという点では、まだなかなか具体化をされていないわけですね。

そういう中で、さっき言ったように、都市再生計画がすごく進められていて、超高層ビルによる再開発を柱とした都市再生が進められ、繁華街や地下鉄などへ広がって、一極集中の是正どころか、新たな投資と開発が集中的に行われてきたというのが首都圏の実態ではないかと思っております。その点では、首都直下地震対策の名目で新たな大規模開発を進める根拠にならねないということであって指摘しなければならぬと思います。

住民の生命財産に直接かわる部分については、地方自治体任せにしないということとしていただきたいということを強く求めて、そういう立場からこの法案については賛成できないということと述べて、終わりたいと思います。

○坂本委員長 次に、椎名毅君。

○椎名委員 おはようございます。みんなの党の椎名毅でございます。

本日、首都直下地震対策特別措置法案について、質疑時間を二十分いただきました。時間も短いですので、早速質疑に入っていきたいと思っております。

今般提出された法案によれば、首都直下地震に対する対策として、三条で緊急対策区域の指定が行われた後に、閣議決定によって緊急対策推進基本計画が決定されて、行政中枢機能の維持に関する緊急対策実施計画、それから地方緊急対策実施計画の策定などが行われることになろうかというふうに思います。

本日は、私の質疑のテーマとして、こういった緊急対策実施計画、それから地方緊急対策実施計画

画等を定めていくに当たりまして、対応していかねければならない課題を明確にしておくこと、これを中心に伺ってまいりたいというふうに思っています。

まず、第一点目に確認を申し上げたいんですけども、本法二条一項で定める首都直下地震の定義に関連してでございます。

一昨日ですけれども、朝方ですが、茨城県沖で最大震度五弱、マグニチュード五・五クラスという地震が発生しました。茨城県沖には日本海溝とふうに言われています。

こういった状況を踏まえた上で、首都直下地震の定義そのものを見てみると、「東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）の区域並びに茨城県の区域のうち政令で定める区域をいう。及びその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震」ということになってい

ます。ここは、茨城県の区域のうち政令で定める区域というもので含んでいるわけですが、実際に、政令で定める区域というのがどこまでなのかという話に恐ろしくなろうかというふうに思います。

茨城県には、東海第二原発という原発があるわけでございます。今現状はとまっています。い

ずれ再稼働することも想定はしなければならぬかというふうに思いますけれども、茨城県のうち政令で定める区域を定義するに当たって、どの程度のことで考慮に入れて考えることになるのか。特に、東海第二原発が再稼働した場合にどの程度、要するに、原発が災害に遭うことを含めて想定した方がいいんじゃないかと思っております。

○土屋（正）議員 椎名委員の御質問にお答え申し上げます。

首都直下地震の定義については、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のほか、首都中枢機能が集中する東京都区部と社会的、経済的に一体であ

る茨城県の一部の区域を震源域とする大規模な地震を想定しているわけでありまして。

今御質問がございましたが、今の委員の御指摘も含めて、具体的にどういう地震を対象とするかについては、この法律が成立した後に、政府において最新の科学的知見をもとにして適切に検討されるもの、このように考えているわけでございます。

○椎名委員 済みません、政府の方にもお願いできますか。

○亀岡大臣政務官 定義の方は今提案者の方でお話がありましたので、想定のことについてお話を申し上げますと、確かに、一度に二つの大地震が起これないとも限りません。

特に、日本海溝プレートの境界で地震がありまして、千葉県の日本海溝沿いの地震としては、一六七七年に延宝房総沖地震というのが発生しております。これは、大きな津波が発生して大変な被害をこうむっておりますけれども、内閣府の首都直下地震モデル検討会では、延宝房総沖地震も含めて、南関東地域に大きな被害を生ずる可能性のあるさまざまな地震を対象に、津波高や地震動の検討を行っているところであり、これは、もし延宝房総沖地震とマグニチュード七クラスの首都直下地震が同時発生した場合においても、しっかりと今考慮に入れて検討しているところであります。

○椎名委員 ありがとうございます。

茨城県那珂郡東海村、ここは本当に原子力関係施設が非常にたくさんあるところだと思っておりますので、ここが被害に遭うことまでを想定に入れた形で政令で定めてほしいというのは、私自身の希望としてお伝え申し上げておきます。

二点目について質問させていただきます。

三条の区域指定、首都直下地震緊急対策区域の指定に関連してなんですけれども、実際にどこを重点的に対応していくかということ考えたときに、やはり港湾地区というものを考えていかなければならないのかなというふうに思っています。

先ほどは千葉県の日本海溝のプレートという話でしたが、逆に、相模湾沿いの相模トラフというところでも同じくプレートの境界が存在しているというふうに言われておりまして、相模トラフの地震が首都直下地震とあわせて発生するということも想定しなきゃいけないだろうというふうに思います。

こういったときに、神奈川県から東京都、千葉県にかけて、港湾部にたくさん的高圧石油ガスタンクなんかが存在しています。東日本大震災のときに、地震が起きた直後に市原市にあったガスタンクが爆発をした、そういうこともあったかというふうに思います。

首都直下地震について対策を講じるに当たって、港湾部の、特にこのガスタンクを含めて、津波対策それから地震対策等を行っていかねばならないというふうに思います。石油コンビナートそれからガスタンクを含めて、こういったものに対する対策等の現状と今後の方向性を教えていただければと思います。

○田中大臣政務官 お答え申し上げます。

東日本大震災発災時に、千葉製油所のタンクが倒壊しまして、爆発火災事故が発生いたしました。これを踏まえまして、経産省といたしましては、現在、高圧ガス保安法上の球形タンクの耐震基準の見直しを行っているところでございます。そして、本年十一月末をめどに基準を改めるという予定であります。

また、さらに、首都直下型地震、こうした大規模災害を想定いたしまして、高圧ガス設備の耐震基準について、将来的な見直しも含めまして、本年度から検討を開始したところでございます。

また、昨年度から、津波による高圧ガス設備への影響、それを踏まえた基準の策定の必要性についても調査検討を実施しているところでございます。

また、それに加えて、首都直下型地震等に関する石油コンビナートにつきましては、地震あるいは液化化等に対する耐性を総点検する、そう

いう事業も進めております。特に、製油所につきましましては、大規模な災害時にあっても、ガソリン等の出荷機能を早期に回復し得るように、石油会社による災害対応能力、この投資に対しても支援を行っております。

今後、石油コンビナートの災害対応能力強化に経産省としても万全を期してまいりたいと思っております。

○椎名委員 ありがとうございます。

先ほど高橋先生の質疑の中でも言及がありましたが、平成二十四年に発表されたワーキンググループの中間報告でも、石油コンビナートそれからガスタンク等についての対応をするということ、これは、次の課題として明確化されております。今、経済産業省の方で非常に力強いお言葉をいただきましたけれども、ぜひ引き続き継続して進めていただきたいというふうに思います。

特に、首都直下地震、結構高い確率で近い将来起きるというふうにも言われておりますので、本当に、非常にたくさんある首都圏の石油タンク及びガスタンクなんかを、爆発で火災が起きるといふことは結構大きな問題になるので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

三点目に伺いたいと思います。首都中枢機能の代替という話に関連して伺いたいと思いますが、特に、首都中枢機能のうちの経済の中枢機能という観点で伺ってまいりたいと思っております。

東京は、世界でも有数の金融の中心地なわけでございます。兜町の東京証券取引所を初めとして、ニューヨーク、ロンドンと並び称されるような本当に大きな金融マーケットなわけでございます。その中で、この東京が被害を受けるといふことになると、国際取引にすら大きな影響がある可能性が高いところもあるかと思っております。

そういった中で、首都直下地震が発生することを想定したときに、手形交換所だったり、証券取引所だったり、銀行、コンビニの中にあるATMなんかも含めてですけれども、金融決済機能とい

うものをいかに確保していき、その取引の安定性と国際的な信用を確保していくということが非常に重要になるかというふうに思います。

金融庁の参考人に伺いたいんですが、今現状の対策と今後の方向性等について教えていただければというふうに思います。

○坪内政府参考人 答弁させていただきます。

各金融機関やその決済ネットワークのシステムにおきましては、危機発生時に必要最低限の業務の継続を確保するために、平時より業務継続体制を構築していくことが重要であると考えております。

各金融機関や全銀システム等におきましては、バックアップセンターを用意いたしまして、有事の際に速やかに切りかえ可能な態勢等を整備するとともに、危機管理態勢につきましては、業務継続計画を策定しまして、訓練等によりまして実効性の確保が基本的に図られているものと考えております。

こうした業務継続計画の策定等によりまして、海外との取引の安定性も図られるものと考えておりまして、これに加え、金融機関等におきましては、平時より海外への影響可能性及び危機のレベル、類型に応じた海外当局との連絡体制を整備することが求められております。

いずれにしても、各金融機関等におきましては、御指摘の決済業務の確保を含めまして、業務継続計画等の不断の見直しが重要であると認識しております。金融庁といたしましては、検査監督を通じて、金融機関の業務継続体制等について、引き続き確かなモニタリングに努めてまいりたいと考えております。

○椎名委員 ありがとうございます。

バックアップセンターという話がありましたけれども、本当に金融はシステム命なところがございますので、このバックアップセンターを確保しておくこと、そして、そのバックアップの場所は、同時に被災するような場所ではないということが非常に重要な要件になってくるかというふうに思

います。こういったことの準備が本当に重要になってくると思いますので、どうぞ引き続き金融機関の業務継続計画の整備状況等をモニタリングしながら、ぜひ金融庁の方も頑張っていたいただければというふうに思います。

引き続き、もう一つ課題を明示させていただきたいと思っております。

先日の参考人質疑の中で、荒川区長の方から、首都直下地震の中、最も重要なことのひとつとして、木造密集地域の解消ということを指摘していただきました。これもやはり、この三条の緊急対策区域の指定に関連して、非常に重要なことなんでしょうというふうに思います。木造密集住宅地というものがあることによって、火災により災害が非常に大きくなるということ、これがやはり想定されるわけでございます。

それと同時に、電線が地上にあることによって、電線が落下すること等によって通行人等の安全性にも問題が生じることが非常にあるかというふうに思います。

そこで、国土交通省の参考人に伺いたいんですが、首都圏におけるこの木造密集住宅地の解消、それから首都圏における、電線を地中化して、実際に電線が切れて落下する、そういったことが起きないようにする対策、電線地中化の対策等の現状、それから今後の進め方というところについて、お伺いできればというふうに思います。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

地震時に大規模な火災の発生のおそれのある密集市街地、この整備改善を進めることは、もう委員の御指摘をまつまでもなく、大変重要な課題だというふうに思っております。

平成二十三年三月に閣議決定されました住生活基本計画、この中で、全国の危険な密集市街地、五千七百四十五ヘクタール、これを公共団体と情報共有いたしまして公表しておりますけれども、これについて、平成三十二年までにおおむね解消するという目標を立ててございます。

この解消を図るためには、骨格となる道路とか

公園、こういうもので延焼を遮断するとか、それから街区の中のとりのわけ古い木造建築物、これの除却、不燃化、建てかえを進める、こういうことが大変重要になってまいります。

いろいろな取り組みが必要でございまして、加えて、従前居住者、行き先のないような方にはそのお住まいを留意する、こんな対策も必要になってくるわけでございます。

私もそういったしましては、社会資本整備総合交付金それから防災・安全交付金、いわゆる補助金でございすけれども、これを活用しまして、こういった事業の取り組みに活用していただいている、さらに加えて、都市再生機構、こちらの方でこれまでのいろいろな市街地整備をやってきた経験もあるわけでございますので、このノウハウとマンパワーの活用、こんなことを通じて、全力で支援をしてまいりたいというふうに思っております。

○徳山政府参考人 電線類の地中化について、引き続きお答えを申し上げます。

地中化は、安全な通行空間の確保という意味もございす。良好な景観の確保という意味もございす。しかし、委員御指摘のとおり、防災性の向上の観点からも極めて重要でございまして、東日本大震災のような大きな災害を例に引くまでもなく、ことしも、九月の越谷市の竜巻あるいは台風十八号でも埼玉県、三重県などで電柱が倒壊いたしましたして、住民の避難や緊急車両の通行に支障を来したという事例がございました。

このため、首都直下地震に対応するためにも無電柱化が急がれるところではございますけれども、現在、首都圏における無電柱化率は、市街地の幹線道路、これは国道と都道、県道クラスに限って見ても、例えば、東京二十三区で四八％、川崎市では一五％という状況でございます。

国土交通省といたしましては、首都圏における防災性を向上させるためにも、電線共同溝の整備、あるいはさまざまな整備方式を工夫して、関係機関と連携して無電柱化を推進してまいりたいと考えております。

えております。

○椎名委員 ありがとうございます。

私の地元の川崎市、一五％しかないんですね。非常に少ない数字だと思います。防災の観点からも重要というのはそのとおりだと思いますので、ぜひお願いします。

今まではハードの話をしてきました。やはり防災の対策は、ハードも重要であります。ソフトも非常に重要です。

最後に大臣に、ソフトのあり方について伺いたいと思っておりますけれども、先日の参考人、大西参考人の意見聴取において、南海トラフの地震について、住民の単位を細分化し、そして圧倒的なボリュームのコミュニケーションをとることによって防災力の向上を図っているというような趣旨のことをおっしゃっていただきました。

これ自身を首都直下地震に完全に応用することというのは、ほぼ不可能だとは思いますが、ことによつてこういった防災力を向上していくということとは、非常に重要なことではなからうかというふうに思います。

こういった観点について、大臣、ぜひ御所見をいただければというふうに思います。

○古屋国務大臣 では、簡単に答弁させていただきます。

大西町長の話も、私はよく承っております。ただ、ああいう地方都市と首都圏では、直接当てはまらないかもしれませんけれども、考え方は同じだと思えます。やはり自助、共助、しっかりソフットの充実をさせていく。

対策法も改正をして、例えば七条では、防災訓練とか生活必需物資の備蓄等を住民の責務として規定をいたしておりますし、またそのほかにも、教育あるいは伝承の実施を推進していく。やはりこういうことをきめ細かく各セクターが取り組んでいく、これが何よりも大切だと思います。結果として、それによつて防災対策の万全を期していきたいというふうに思っております。

○椎名委員 ありがとうございます。

実行こそ大事だということで、私も心がけてまいりたいと思います。

○坂本委員長 次に、小宮山泰子君。

○小宮山委員 生活の党の小宮山でございます。

本日は、首都直下地震対策特別措置法案に関しましての質疑をさせていただきますが、その前に、まず、台風によって、フィリピンでの大きな災害で多くの人命が失われたこと、また、今もまだ実態の把握ができていないということで、心からお悔やみと、そしてお見舞いを申し上げます。これに対しては、東日本大震災やさまざまなときに、私も日本も支援をいただきました、その経験を生かして支援するべきものであるというふうに考えております。

さて、本日、議員立法で出されております首都直下地震対策特別措置法案にしまして、質疑をさせていただきます。

閣法であれば、さまざまな審議会など、公にしている資料等がしっかりと残されるということもあります。議員立法の場合は、先般、私どもの鈴木幹事長の質問に対しては、六十四回の会議を重ねていらつしやう、延べ二千四百人ですか、大変多くの議員が、重ねているということでもあります。

そうはいっても、これは与党での、正確には自民党及び公明党になるのかな、途中からかもしれないが、そういった意味においては、正直申し上げまして、行政の資料というわけではございませんので、その点にしまして、こういった審議がなされたのか、またこういった理念でつくられたのか、どんな議論があったのかということとは、なかなか調べるのが難しいところもございす。そういう点におきまして、この理念等を感じることを中心に伺わせていただきたいと思います。

平成二十四年三月七日に、中央防災会議防災対策推進検討会議にて設置が決まった、首都直下地震

震対策検討ワーキンググループで、首都直下地震における被災想定について検討が進められております。先日、年内に新しい被災想定が示されるように進めているという答弁をこの委員会におきましていただきました。

首都直下地震緊急対策区域の指定のために意見を聞いたりするのは、新たな被災想定が示された後に行われることとなるのか。あるいは、現在ある、平成十七年に出された被災想定のもとでも、区域の指定の手続に入ることを優先するべきかと考えるのか。

新たな被災想定は年内にも出されるという答弁をいただいておりますが、これまでも少々おくれしているような感もございす。また、出してから指定をするということになりますと、またさらにおくれくる。先週の参考人質疑におきまして、必ず来るんだという御意見も参考人からいただいております。そういう意味においては、早急に指定をするべきというふうにも考えます。

このタイムラグなど、そういったものに関して、法案提出者はどのようにすべきだと考えていらつしやるのかお聞かせください。

○福井議員 今、被害想定とそのタイミングについて、小宮山先生から御質問を賜りました。

まさに、想定外をなくさなければならぬというものが、あの東日本大震災の教訓でありました。しかし、想定すれば想定外が生まれるという論理的なパラドックスとの闘いでもございすけれども、大事なことは、今まさに先生がおっしゃいましたような、最新の科学的知見に裏打ちされた新たな被害想定を基にして首都直下地震緊急対策区域の指定をしなければならぬというふうに考えております。

したがって、今政府で検討中でございます。この検討をできるだけ速やかにまとめたいたぐというところが大事かと存じます。一日も早くこの法律を成立させて、まさにこの法律の成立が政府を督促させるということになると思っていますので、ぜひ御協力をよろしくお願い申し上げます。

ます。

○小宮山委員 続きまして、地方緊急対策実施計画における国の関係都県への援助について質問したいと思います。

これは議員立法に対する質問ということで、通常ですとさまざまな話をして決めるところでありますが、ペーパーの提出という形であったので、ちよつと順番を変えて、国交省への質問を聞いてから、最後に質問させていただきたいと思っています。住宅リフォーム助成制度は、秋田県など先行の成功事例もあり、全国の自治体に少しずつではありますが、取り入れられている。本年四月三十日時点で、六県、五百五十六自治体、予定も含んでおりますけれども、全建総連の調べでわかっております。

比較的小さな予算であっても、地域の中小事業者の仕事の確保や地域経済の活性化、地域内の経済循環創出につながっていて、各自治体の住民にも高い評価が得られています。また、昨今においては、耐震化であったり、さまざまなことが捉えられておりますので、この制度というのは、大変高い評価を得ているという意味においては進めるべきものだというふうに考えております。

各地に見られる住宅リフォーム助成制度をどのように国交省は評価しているのか、導入しない自治体に対しての情報提供はどのような取り組みが行われているのか、お聞かせいただければと思います。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

地方公共団体によります住宅リフォームへの助成という形の支援制度でございますけれども、委員御指摘の全建総連の調査は、特定の政策目的というだけではなくて、もう少し身近な、リフォーム全般を対象にするようなものだと思います。

そういうものと加えて、耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化、こういった政策目的を有するリフォーム、こういった支援制度、合計の数字でございますけれども、私どもの調査によれば、今年度、都道府県では全都道府県、それから市町

村では千六百十市区町村において何らかの支援が実施されているというところでございます。

公共団体が、一部国の補助のものも多く含まれるわけでございますけれども、独自または国の補助を得てこういうリフォーム支援をされることは、既存住宅ストックの質の向上、それから地元の仕事の活性化、こういうことにも通じます。非常に意義が深いというふうに思っております。国土交通省では、この調査結果を発表し、またホームページで一般の方にもお知らせする、それから公共団体には会議等を通じて情報共有する、こんなことを通じて、情報収集それから情報提供に努めてまいりたいというふうに思っております。

○小宮山委員 先週の参考人の提言の中に、やはり首都圏、木造住宅の密集地への対策というのが急務ではないか、特に下町においては、町並みという意味では大変独特の雰囲気を出している、それは観光資源には資するかと思いますが、その反面、大変燃えやすく、また消防車等が入りづらいという意味で、防災という立場においては、こをやはり手当てしていくことというのは大変喫緊の課題であるというふうに、その点も含めて伺わせていただきたところであります。

首都直下地震被害の発生を防止し、または軽減するための住宅その他の建築物等の防災対策に関するものとして、耐震化や不燃化、住居内における安全の確保のための住宅リフォームに対して、住宅リフォーム助成制度を地方自治体が導入する場合に、国からの財政支援を求めるということも可能かと考えるんですけれども、その点も改めてお聞かせいただいた上で、法案提出者の方には、国でも同様な助成制度を設けてほしい、あるいは各自治体でのさらなる取り組みを支援する予算措置をしてほしいなどの要望が根強いところだと思っております。

税金の軽減となる住宅ローン減税と若干事情が異なり、個人の資産である住宅に直接支援することになることもあり、実現に向けてはなお一層努

力も必要かと思いますが、法の二十二条、都道府県への援助として、財政上等の支援についても努めるものと解してよいのか、提案者の意図を確認させていただきたいと思っています。

○高木陽議員 まず、地方緊急対策実施計画においては、首都直下地震に係る被害の発生を防止し、または軽減するための住宅その他の建築物等に係る地震防災対策に関しまして、建築物の耐震化や不燃化、住居内における安全の確保に関する事項について定めることができることとしております。

また、御指摘のように、第二十一条に基づいて、国が、関係都県に対し、当該計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めることとしておりますので、具体的にいかなる援助を行うかについては、この法律の趣旨を踏まえて、政府において適切に判断されるものと考えております。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。現状の取り組みについて御説明をさせていただきました。

まず、密集市街地の整備は、先ほどもお答え申し上げましたように、社会資本整備総合交付金等で支援をしているところでございます。また、先ほどお答えしたリフォームの助成に含まれるんですけれども、住宅の耐震改修に対しましても、同じく社会資本整備総合交付金等で支援をしているところでございます。

あわせて、耐震改修にあわせて防火改修を行う、こういった場合に、その費用についても助成をしているところでございます。

一般論でございますけれども、国の制度でこういう個人の資産に補助をするということになりますと、一定の政策目的というのが必要になってくようかと思っております。そういう意味で、今補助対象にしていますものは、耐震でありますとかバリアフリー、こういうものに限ってございまして、先ほど全建総連の調査にあったようなものは直接の対象にはなっておりません。

ただ、交付金制度の中で効果促進事業というのがございまして、一定の枠はございまして、これを御活用してリフォーム支援をやつていただいている、こういうケースもございまして、こういうことが可能だというふうに周知をしつかりしてまいりたいというふうに思います。

○小宮山委員 今、法案提案者の方からは、政府において適切にさせていただきたいということがありましたが、ぜひ国交省におきましては、検討も含めまして、積極的に支援していただきたいというふうに思います。

さて、震災以外のリスクに対する首都中枢機能維持について伺いをしたいと思っております。この法案は、第一条に、「首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため」と示されております。首都直下地震に対しての防災対策の推進を図ることを目的としているわけですが、首都中枢機能の維持はいかなる場合にも図られるものであり、そのリスクとして首都直下地震が極めて大きく、優先度の高いものであることは間違いないと考えております。

しかし、首都直下地震以外のリスクもあるんだと思います。テロや安全保障上の危機、航空機事故、大規模水害、津波、隕石落下、台風、最近では竜巻など、さまざまなリスクに対しても首都中枢機能は維持されなければならないんだと思います。

特に、私、初めて県会議員になった年に、阪神・淡路大震災、また地下鉄サリン事件がございました。本当にそういったことで霞ヶ関の駅も大変な犠牲者を払ったわけであります。

近年たびたび発生しているゲリラ豪雨などと呼ばれている集中豪雨においても、京都や福岡の地下街、また東京都内におきましても雨水が流れ込むなどの被害が生じ、交通網が寸断されるような、とまるといふことも起きております。

今回の法案では、首都直下地震に係る地震防災

対策と明示していることから、地震以外の要因に對しての備えを行うことは直接の目的にはならないと考えてもおりますが、首都直下地震対策特別措置法に一定量含まれる、さまざまなリスクに對する首都中枢機能維持対策特別措置法案のように、法案を先に本来制定した方がよかったのではないかと、法案を読みながら、さまざまなデータを読みながら感じたところでもあります。

そのような、首都中枢機能をしつかり維持するということに特化した法案をつくらうという議論はあったのか、そのあたりをぜひお聞かせいただければと思います。

○福井議員 今先生御指摘の、首都中枢機能維持に着眼したその対策のための特別措置法という御提案は、極めて傾聴に値すると思います。

しかし、今回のこの首都直下地震対策特別措置法は、大きな地震があつて、前後はあるけれども、十年以内に必ず首都直下地震が来る、大きな津波が来るということを前提に、もう一日も早くこの法律を出さなければならぬということ、前国会で提案をさせていただきました。そのときはまだ二〇二〇が決まる前でございました。それでも出さなければならぬ、政府が前に出てこの対策に当たらなければならぬというのが、この法律の思いでございます。

もちろん、テロ、大規模水害、ゲリラ豪雨、台風、風速につきましても大きなリスクがございます。そのような、首都圏の大規模水害を初め、さまざまなリスクに對する首都中枢機能維持につきましては国家的な課題であります。今先生御指摘のとおり、政府・与党一体となつてその対策を進めてまいりたいと存じております。

○小宮山委員 政府・与党という内輪ではなく、これに關しましては、恐らく、負託を受けさせていただいている国会議員全てが考えるべき問題かと思ひますので、クローズドではなく、しっかりと議論をしていただきたいというふうに思つております。

さて、八日の委員会におきまして南海トラフ地

震対策特別措置法案の審議が行われ、提案者を代表して二階先生から、建設業界へのばらまきではないかというような批判は度過ぎていて憤慨にたえない、無駄な事業をやりたいなどという政治家はいない、いいかげんなものが紛れ込んでくることはあり得ないと明言をいただいたところであります。

東日本大震災からの復興事業でも不適切なものとして見直された事業も、無駄な事業とかいいかげんなものということではなく、震災復興という目的に照らしてみれば、目的から外れた事業であつたり、優先度に疑問が生じるものが見受けられるなどありました。なぜ、このような事業が震災復興の予算で行われているんだろうと多くの方が思いを共有したのも確かであります。

また、二階先生は特に、長年この問題に大変熱心に取り組んでいらつしやると私自身認識しておりますけれども、例えば二〇二〇年の小泉首相のときには、公共事業受注企業の規制の検討などはされましたけれども、自民党の政治資金団体であります国民政治協会に對して、日建連に三億円の目標で資金集めを依頼してたり、また先般も、建設業のみに依頼しているのではないと言ひますけれども、自民党の方からは四億七千万円の依頼というような文書が出回つたりということが話題になりました。

やはりこういうところから、これらの法案がそういう建設やさまざまなところにつながるものですか、どうしてもいまだに懸念は拭えないんだというふうに思ひます。あり得ないと私も言ひ切らせていただきたいところではありますけれども、また、過去のさまざまな中において、最初はそのうかもしれないけれども、いづれ、ひとり立ちをしてあり得るというときも多々見受けられることもあります。本法案に對して、計画される事業についてやはり同様な懸念は持つておく必要があるかと思ひますが、ぜひ、ここは二階先生に改めてお聞かせいただきたいと思ひます。

○二階議員 お答えを申し上げます。

私は、この前に答弁をさせていただいたことと氣持ちは全く変わつておりません。というのは、あのような大災害を受けて、これに對してどう対応するかということは本本当に神に誓つてでも真剣な対応がなされなくてはならないわけで、そのときに便乗して何かをするというようなことは全く許されないことであつて、これは関係省庁においてもそういうことに対して十分な対応をしていくものと確信しております。同時に、今大臣はちよつと席をお立ちになつておりますが、担当大臣もこの問題に對しての対応ということとしてはしっかりとやるものと思つております。

首都直下地震対策の推進に当たつては、法律第四條に規定する緊急対策推進基本計画において首都直下地震対策の基本的な方針を明らかにし、その計画に基づいて、国、地方公共団体において円滑な、しかも迅速な施策が進められていくことが重要であります。

特に、災害に對して、いかなる災害であつても命だけはしっかりと守つていかなきゃいけない、国家や社会の重要な機能、これに損傷、致命傷を与えてはならない、ハード、ソフト一体になつた対策により、できるだけ被害の総額を減らしていく、被災に對しても速やかな復興をするというふうなことが、私ども国土強靱化の基本的な考えであります。

当然優先順位をつけて、無駄なことはやらない、やらせない、これはしっかりとしていきたいと思ひますし、不要不急の事業を行うというふうなことは、地方においても知事、県議会、市町村、災害に對して御協力をいただかなきゃいけない諸機関があります。私は、いづれもそれらの人たちは無駄をしようとか、何かこの際に便乗して適当なことをやろうとかという人はいないというふうな、これはもう断言していいと思ひます。それらに對しては、何かがあつた場合には特別厳しく処罰をしていくというふうなことは当然考えていくべきだと思ひます。

いづれにしても、この首都直下の問題に對して

は、私は、東京都及び周辺の関係県、そして知事を初め東京都議会あるいは区長会、そうした方々の真摯な協力がなくてはならないわけでありまして、時によつては米軍のトモダチ作戦にも御協力を願うなどして、万全を期していきたい。

ですから、建設業に何か仕事を与えてどうかするとかという、何か特別の考えを持つて、ねじ曲げて考えているような氣がしてならぬわけでありますが、そうしたことの懸念のないように、私どももやつてまいります。これは御出席の議員各位の御協力を特にお願いしておきたいと思ひます。

以上。

○小宮山委員 無駄はない、またそれぞれは必要だと考えて恐らく提案するんだと思ひますし、その中において、今提案者の二階先生がおつしやつておりましたとおり、しっかりと与党におきまして目を光らせていただきたい。特に、各省庁、自民党政権に戻つてからは、大変な陳情合戦が繰り広げられているといううわさも入つてまいります。

そういう意味において、やはりよこしまな思いと勘ぐられないように、しっかりと二階先生にいらみをきかせて頑張つていただきたいと思ひます。

その上で、私どもも、首都直下という問題は真摯に受けとめ、そして中枢機能におきまして、国会がきちんとやはり責任を持つて日本を守る、その思いは一緒にして働いていかなければならぬというのを伝えさせていただきたいと思ひます。

○坂本委員長 では、時間も来いますので、簡単にお願いします。

○二階議員 このことに関しては、各党、各議員の皆さん、思ひは同じだと思ひます。神戸の震災の話がされましたが、私どもも、神戸の震災の日、その日に現地に赴いて、以後、本部を立ち上げて対策をやつてまいりました。悲惨なものであります。

こういうことに対しての対応ですから、建設業者に何か仕事を与えるようにしようとか、建設業者の協力なくしては実行できませんよ。業屋さんや八百屋さんをいっぱい呼んできても、瓦れきを片づけることにすぐ大きな役に立ちませんよ。

だから、建設業者だけを特にやり玉に上げて御批判をいただくことは、私は建設業者でもありませんが、本当に失礼だと思ふんです。彼らに対しても、もっと御協力をいただいていることに感謝すべきだ、こんなふうに思っています。

以上。

○小宮山委員 ありがとうございます。
最後です。私が先ほど指摘したのは、建設業者に仕事をやらうというのではなく、建設業者から献金をもらおうとしたことを取り上げさせていただいただけでございますので、その辺、ちょっと訂正させていただきまして、質問を終わらせていただきますと思います。

○坂本委員長 この際、お諮りいたします。

第百八十三回国会、二階俊博君外十六名提出、首都直下地震対策特別措置法案につきまして、提出者全員より撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○坂本委員長 災害対策に関する件について調査を進めます。

この際、首都直下地震対策特別措置法案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、福井照君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党、みんなの党及び生活の党の六派共同提案により、お手元に配付いたしておりますとおりの首都直下地震対策特別措置法案の草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの

動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。山之内毅君。○山之内委員 提出者を代表いたします。本起草案の趣旨及び内容について御説明を申し上げます。

首都圏においては、歴史上、関東大震災級の地震が発生以来、八十年ほどを経過すると、マグニチュード七クラス、まさに阪神・淡路大震災と同じクラスの直下型地震が何回か発生するという歴史を繰り返してきました。本年は、大正十二年に発生した関東大震災から九十年目に当たります。首都直下地震は、好まぬことではあります。が、きょうこれから起きても不思議ではありません。

戦後の我が国は、大きな地震を経験することもないまま、高度経済成長を背景に、さまざまなインフラ、高層建築、臨海部のコンビナート、高度情報ネットワークなどを首都圏につくり上げてきました。これらが大きな災害に見舞われたらどうなるか。その対策はまさに喫緊の課題であります。

帰宅困難者等の安全確保を図るための措置、木造密集地域対策も大きな課題となっております。首都直下地震は、大規模な災害であるというだけでなく、我が国の政治、行政、経済等の中枢機能をいかに維持するかということが重要であります。首都中枢機能の維持を図るために必要なライフライン等の基盤の整備や管理を適切に行うなどの措置を講ずる必要があります。

次に、本起草案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣は、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を、首都直下地震緊急対策区域として指定するものとしております。

政府は、首都直下地震緊急対策区域の指定があったときは、首都中枢機能の維持に関する事項、首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定に関する事項等を定める緊急対策推進基本計画を定めなければならないこととしております。

第二に、政府は、緊急対策推進基本計画を基本として、政府及び各行政機関の業務の継続に関する事項、行政中枢機能の一時的代替に関する事項等について定める緊急対策実施計画を定めなければならないこととしております。

第三に、内閣総理大臣は、緊急対策区域のうち、首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全確保施設等の整備等を緊急に行う必要がある地区を首都中枢機能維持基盤整備等地区として指定するものとしております。

基盤整備等地区の指定があったときは、関係地方公共団体は、共同して、首都中枢機能の維持を図るために必要な事項及び滞在者の安全の確保を図るために必要な事項について定める基盤整備等計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することとすることとし、認定を受けた基盤整備等計画に係る特別の措置として、開発許可の特例、道路の占用の許可基準の特例等を定めております。

第四に、関係都県の知事は、緊急対策推進基本計画を基本として、石油コンビナート等の改築、補強、木造密集地域対策、帰宅困難者対策等について定める地方緊急対策実施計画を作成することとすることとするともに、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織のうち、被害軽減を図る上で効果的な活動を行うと認められるものを、住民防災組織として認定することができることとしております。

第五に、特定地方公共団体は、単独または共同して、特定緊急対策事業推進計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとし、認定を受けた特定緊急対策事業推進計画に基づく事業に対する特別の措置として、建築基準法上の用途制限の緩和等について定めております。そのほか、地震観測施設等の整備、総合的な防災訓練の実施、広域的な連携協力体制の構築、財政上の措置等の規定を設けることとしております。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

首都直下地震対策特別措置法案
〔本号末尾に掲載〕

○坂本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

お諮りいたします。

首都直下地震対策特別措置法案起草の件につきましては、お手元に配付しておりますとおりの起草案を委員会の成案とし、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂本委員長 起立多数。よって、そのように決しました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

首都直下地震対策特別措置法案(第百八十三回国会、二階俊博君外十六名提出)

首都直下地震対策特別措置法

目次

第一章 総則(第一条 第三条)

第二章 緊急対策推進基本計画(第四条)

第三章 行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画等(第五条 第六条)

第四章 首都中枢機能維持基盤整備等地区における特別の措置

第一節 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定等(第七条)

第二節 首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定等(第八条―第十五条)	2 この法律において「首都中枢機能」とは、東京圏における政治、行政、経済等の中枢機能を行う。	めなければならぬ。	4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、緊急対策推進基本計画を公表しなければならない。
第三節 認定基盤整備等計画に係る特別の措置(第十六条―第二十条)	3 この法律において「地震災害」とは、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。	2 緊急対策推進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。	5 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、緊急対策推進基本計画を変更しなければならない。
第五章 地方緊急対策実施計画の作成等(第二十一条―第二十三条)	4 この法律において「地震防災」とは、地震災害の発生防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。	三 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に關し次に掲げる事項	6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による緊急対策推進基本計画の変更について準用する。
第六章 特定緊急対策事業推進計画に係る特別の措置	（首都直下地震緊急対策区域の指定等）	イ 首都中枢機能の維持を確保するための施策に關する基本的な事項	第三章 行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画等
第一節 特定緊急対策事業推進計画の認定等(第二十四条―第三十一条)	第三條 内閣総理大臣は、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を、首都直下地震緊急対策区域(以下「緊急対策区域」という。)として指定するものとする。	ロ 首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となつた場合における当該首都中枢機能の一時的な代替に關する基本的な事項	第五條 政府は、緊急対策推進基本計画を基本として、首都直下地震が発生した場合における国の行政に關する機能のうち中枢的なもの(以下この条において「行政中枢機能」という。)の維持に係る緊急対策の実施に關する計画(以下この条において「緊急対策実施計画」という。)を定めなければならない。
第二節 認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置(第三十二条―第三十四条)	2 内閣総理大臣は、前項の規定による緊急対策区域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。	ハ 緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に關する基本的な事項	2 緊急対策実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
第七章 雑則(第三十五条―第四十二条)	3 内閣総理大臣は、第一項の規定による緊急対策区域の指定をしようとするときは、あらかじめ關係する都県の意見を聴かなければならぬ。	ニ イからハまでに掲げるもののほか、首都中枢機能の維持に關し必要な事項	一 政府全体の見地からの政府の業務の継続に關する事項
附則	4 内閣総理大臣は、第一項の規定による緊急対策区域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。	四 第七條第一項に規定する首都中枢機能維持基盤整備等地區の指定及び第八條第一項に規定する基盤整備等計画の同條第十項の認定に關する基本的な事項	二 業務の継続に必要な職員の確保、非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄その他の首都直下地震が発生した場合における円滑かつ迅速な業務の継続に係る体制の整備に關する事項を内容とする各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に關する事項
第一章 総則	5 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による緊急対策区域の指定の解除をする場合に準用する。	五 第二十一條第一項に規定する地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項	三 行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となつた場合における当該行政中枢機能の一時的な代替に關する事項
(目的)	（定義）	七 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に關し政府が講ずべき措置についての計画	四 前三号に掲げるもののほか、行政中枢機能の維持に關し必要な事項
第一条 この法律は、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、首都直下地震緊急対策区域の指定、緊急対策推進基本計画の作成、行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画の作成、首都中枢機能維持基盤整備等地區の指定並びに首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定及び認定基盤整備等計画に係る特別の措置、地方緊急対策実施計画の作成並びに特定緊急対策事業推進計画の認定及び認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めることにより、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。	第二章 緊急対策推進基本計画	八 前各号に掲げるもののほか、緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に關し必要な事項	3 前條第三項から第六項までの規定は、緊急対策実施計画について準用する。
第二条 この法律において「首都直下地震」とは、東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)の区域並びに茨城県の区域のうち政令で定める区域をいう。次項において同じ。及びその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震をいう。	第四条 政府は、前條第一項の規定による緊急対策区域の指定があつたときは、首都直下地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策(以下「緊急対策」という。)の推進に關する基本的な計画(以下「緊急対策推進基本計画」という。)を定めなければならない。	三 内閣総理大臣は、緊急対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。	第六條 国会及び裁判所は、緊急対策推進基本計画

画を考慮して、前条の規定に準じた所要の措置を講ずるものとする。

第四章 首都中枢機能維持基盤整備等地區における特別の措置

第一節 首都中枢機能維持基盤整備等地區の指定等

第七条 内閣総理大臣は、緊急対策区域のうち、首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞り、来訪者又は居住者（以下「滞り者等」という。）の安全の確保を図るために必要な退避のために移動する経路、一定期間退避するための施設、備蓄倉庫その他の施設（以下「安全確保施設」という。）の整備等を緊急に行う必要がある地区を、首都中枢機能維持基盤整備等地區（以下「基盤整備等地區」という。）として指定するものとする。

2 第三条第三項から第五項までの規定は、前項の規定による基盤整備等地區の指定について準用する。この場合において、同条第五項中「前三項」とあるのは、「前二項」と読み替えるものとする。

第二節 首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定等

（首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定）

第八条 前条第一項の規定による基盤整備等地區の指定があつたときは、その全部又は一部の区域が基盤整備等地區である地方公共団体（以下この章において「関係地方公共団体」という。）は、共同して、基盤整備等地區について、首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞り者等の安全の確保を図るために必要な安全確保施設の整備等に関する計画（以下「基盤整備等計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 基盤整備等計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 首都中枢機能の維持を図るために必要な次

に掲げる事項
イ ロ(1)から(4)までに掲げる事業（以下「基盤整備事業」という。）を通じて首都中枢機能の維持に関する基本的な方針
ロ 首都中枢機能の維持を図るために必要な次に掲げる事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項

(1) 電気、ガス、水道等の供給体制に係る基盤の整備に関する事業
(2) 情報通信システムに係る基盤の整備に関する事業
(3) 道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設その他の公益的施設（ハにおいて「公共施設」という。）の整備に関する事業

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備に関する事業
ハ ロ(3)及び(4)に掲げる事業により整備された公共施設等の適切な管理のために必要な事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、首都中枢機能の維持を図るために必要な事項
滞り者等の安全の確保を図るために必要な次に掲げる事項
イ 安全確保施設の整備等を通じた滞り者等の安全の確保に関する基本的な方針
ロ 安全確保施設の整備に関する事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項
ハ ロに規定する事業により整備された安全確保施設の適切な管理のために必要な事項

ニ 安全確保施設を有する建築物の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいう。）その他の滞り者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に関する事項
ホ 滞り者等の誘導、滞り者等に対する情報提供その他の滞り者等の安全の確保を図る

ために必要な事務及びその実施主体に関する事項
ヘ イからホまでに掲げるもののほか、滞り者等の安全の確保を図るために必要な事項

3 基盤整備事業に関する事項には、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二条第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる施設、工作物又は物件（次項並びに第十九条第一項及び第三項において「施設等」という。）のうち、首都中枢機能の維持を図るためのものとして政令で定めるものの設置であつて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

4 関係地方公共団体は、基盤整備等計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）第十九条第一項から第三項までにおいて同じ。）及び都道府県公安委員会に協議し、その同意を得なければならない。

5 基盤整備等計画は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二十三号）第二条第九号に規定する防災業務計画及び同条第十号に規定する地域防災計画との調和が保たれたものでなければならない。

6 次に掲げる者は、関係地方公共団体に対して、第一項の規定による申請（以下この条及び次条第一項において単に「申請」という。）をするものとする。この条において「申請」という。をすることをいう。
一 当該提案に係る基盤整備等地區において基盤整備事業及び第二項第二号ロ又は二に規定する事業（以下この章において「基盤整備事業等」という。）を実施しようとする者
二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る基盤整備等地區における基盤整備事業等の実施に関し密接な関係を有する者

7 前項の提案を受けた関係地方公共団体は、当該提案に基づき申請をするか否かについて、遅

滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

8 関係地方公共団体は、基盤整備等計画を作成しようとするときは、当該基盤整備等計画に定める事項について第十五条第一項の首都中枢機能維持基盤整備等協議会における協議をしなければならない。

9 申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 第六項の提案を踏まえた申請をする場合にあっては、当該提案の概要
二 前項の規定による協議の概要
10 内閣総理大臣は、申請があつた基盤整備等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 緊急対策推進基本計画に適合するものであること。
二 当該基盤整備等計画の実施が当該基盤整備等地區における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞り者等の安全の確保を図るために必要な安全確保施設の整備等の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであることと認められること。
三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

11 内閣総理大臣は、前項の認定（次項、次条及び第十條第一項において単に「認定」という。）をしようとするときは、基盤整備等計画に定められた基盤整備事業等に関する事項について、当該基盤整備事業等に係る関係行政機関の長（以下この節において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

12 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。
（認定に関する処理期間）
第九條 内閣総理大臣は、申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分

を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、前条第十一項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

(認定基盤整備等計画の変更)

第十條 認定を受けた関係地方公共団体は、認定を受けた基盤整備等計画（以下この章において「認定基盤整備等計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第八條第五項から第十二項まで及び前条の規定は、認定基盤整備等計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第十一條 内閣総理大臣は、第八條第十項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第十三條第一項において単に「認定」という。）を受けた関係地方公共団体（以下この節において「認定地方公共団体」という。）に対し、認定基盤整備等計画（認定基盤整備等計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下この章において同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定基盤整備等計画に定められた基盤整備事業等の実施の状況について報告を求めることができる。

(措置の要求)

第十二條 内閣総理大臣は、認定基盤整備等計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定基盤整備等計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定基盤整備等計画に定められた基盤整備事業等の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体

に対し、当該基盤整備事業等の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消し)

第十三條 内閣総理大臣は、認定基盤整備等計画が第八條第十項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。

3 第八條第十二項の規定は、第一項の規定による認定基盤整備等計画の認定の取消しについて準用する。

(認定地方公共団体への援助等)

第十四條 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定基盤整備等計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

2 関係行政機関の長その他の執行機関は、認定基盤整備等計画に係る基盤整備事業等の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該基盤整備事業等が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣、国の関係行政機関その他の関係機関の長、認定地方公共団体及び基盤整備事業等の実施主体は、認定基盤整備等計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(首都中枢機能維持基盤整備等協議会)

第十五條 関係地方公共団体は、第八條第一項の規定により作成しようとする基盤整備等計画並びに認定基盤整備等計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、首都中枢機能維持基盤整備等協議会（以下この条において「協

議会」という。）を組織するものとする。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 前項の関係地方公共団体
- 二 国の関係行政機関その他の関係機関
- 三 基盤整備事業等を実施し、又は実施すると見込まれる者

3 第一項の規定により協議会を組織する関係地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は認定基盤整備等計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該関係地方公共団体が必要と認める者

4 関係地方公共団体は、前項の規定により協議会の構成員を加えるに当たっては、協議会の構成員の構成が、当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は認定基盤整備等計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

5 次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する関係地方公共団体に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

- 一 基盤整備事業等を実施し、又は実施しようとする者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は認定基盤整備等計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

6 前項の規定による申出を受けた関係地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

7 第一項の協議会を行うための会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に

関し必要な事項は、協議会が定める。

第三節 認定基盤整備等計画に係る特別の措置

(開発許可の特例)

第十六條 関係地方公共団体は、基盤整備等計画に基盤整備事業に関する事項として都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四條第十二項に規定する開発行為（同法第二十九條第一項各号に掲げるものを除き、同法第三十二條第一項の同意又は同条第二項の規定による協議を要する場合にあつては、当該同意が得られ、又は当該協議が行われているものに限り。）に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第二十九條第一項の許可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができ。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された基盤整備等計画につき第八條第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する都市計画法第二十九條第一項の許可があつたものとみなす。

(土地地区画整理事業の認可の特例)

第十七條 関係地方公共団体は、基盤整備等計画に基盤整備事業に関する事項として土地地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地地区画整理事業（同法第五十五條第一項から第六項までに規定する手続を行ったものに限り。）に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第五十二條第一項の認可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができ。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された基盤整備等計画につき第八條第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する土地地区画整理法第五十二條第一項の認可があつたものとみなす。

(市街地再開発事業の認可の特例)

第十八条 関係地方公共団体は、基盤整備等計画

に基盤整備事業に関する事項として都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による第一種市街地再開発事業（同法第五十三条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条第二項から第五項までに規定する手続を行ったもの並びに同法第五十三条第四項において準用する同法第七条の十二の規定による協議を要する場合にあっては、当該協議を行ったものに限る。）に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第五十一条第一項の認可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された基盤整備等計画につき第八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する都市再開発法第五十一条第一項の認可があつたものとみなす。

（道路の占用の許可基準の特例）

第十九条 基盤整備等地区内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、認定基盤整備等計画に記載された第八条第三項に規定する事項に係る施設等のための道路の占用（同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をい、同法第三十二条第二項に規定するものを除く。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域内に設けられる施設等（当該指定に係る種類のものに限る。）のためのものであること。

二 道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

第二類第一号 災害対策特別委員会議録第六号

2 道路管理者は、前項第一号の道路の区域（以下この条において「特例道路占用区域」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

4 前二項の規定は、特例道路占用区域の指定の変更又は解除について準用する。

5 第一項の許可に係る道路法第八十七条第一項の規定の適用については、同項中「円滑な交通を確保する」とあるのは、「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

（都市再生特別措置法の適用）

第二十條 認定基盤整備等計画（第八条第二項第二号に掲げる事項について記載された部分に限る。）については、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条の十三第一項に規定する都市再生安全確保計画とみなして、同法第十九条の十五から第十九条の十八までの規定を適用する。この場合において、同法第十九条の十五第一項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号又は第四号」とあるのは、「首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第 号）第八条第一項に規定する関係地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）は、同項に規定する基盤整備等計画（以下「基盤整備等計画」という。）に同条第二項第二号又は二」と、同条第三項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号又は第四号」とあるのは、「関係地方公共団体は、基盤整備等計画に首都直下地震対策特別措置法第八条第二項第二号又は二」と、同条第四項中「都市再生安全確保計画が第十九条の十三第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日」とあるのは、「基盤整備等計画につき首都直下地震対策特別措置法第

平成二十五年十一月十二日

八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日」と、同法第十九条の十六第一項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号又は第四号」とあるのは、「関係地方公共団体は、基盤整備等計画に首都直下地震対策特別措置法第八条第二項第二号又は二」と、同条第三項中「都市再生安全確保計画が第十九条の十三第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日」とあるのは、「基盤整備等計画につき首都直下地震対策特別措置法第

八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日」と、同法第十九条の十六第一項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号又は第四号」とあるのは、「関係地方公共団体は、基盤整備等計画に首都直下地震対策特別措置法第八条第二項第二号又は二」と、同条第三項中「都市再生安全確保計画が第十九条の十三第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日」とあるのは、「基盤整備等計画につき首都直下地震対策特別措置法第

八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日」と、同法第十九条の十六第一項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号又は第四号」とあるのは、「関係地方公共団体は、基盤整備等計画に首都直下地震対策特別措置法第八条第二項第二号又は二」と、同条第三項中「協議会は、都市再生安全確保計画が第十九条の十三第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日」とあるのは、「基盤整備等計画につき首都直下地震対策特別措置法第

八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日」と、同法第十九条の十六第一項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号又は第四号」とあるのは、「関係地方公共団体は、基盤整備等計画に首都直下地震対策特別措置法第八条第二項第二号又は二」と、同条第三項中「協議会は、都市再生安全確保計画が第十九条の十三第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日」とあるのは、「基盤整備等計画につき首都直下地震対策特別措置法第

八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日」と、同法第十九条の十六第一項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号又は第四号」とあるのは、「関係地方公共団体は、基盤整備等計画に首都直下地震対策特別措置法第八条第二項第二号又は二」と、同条第三項中「協議会は、都市再生安全確保計画が第十九条の十三第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日」とあるのは、「基盤整備等計画につき首都直下地震対策特別措置法第

につき首都直下地震対策特別措置法第八条第十二項の規定による公示があつた日」と、「当該都市再生安全確保計画」とあるのは、「当該認定を受けた基盤整備等計画」とする。

第五章 地方緊急対策実施計画の作成等（地方緊急対策実施計画）

第二十一条 第三条第一項の規定による緊急対策区域の指定があつたときは、その全部又は一部の区域が緊急対策区域である都県（以下「関係都県」という。）の知事（以下「関係都県知事」という。）は、緊急対策推進基本計画を基本として、当該緊急対策区域において実施すべき緊急対策に関する計画（以下「地方緊急対策実施計画」という。）を作成することができる。

2 地方緊急対策実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地方緊急対策実施計画の区域

二 地方緊急対策実施計画の目標

三 地方緊急対策実施計画の期間

3 地方緊急対策実施計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項のうち必要ものを定めるものとする。

一 次に掲げる施設等の整備等であつて、当該緊急対策区域において首都直下地震に係る地震防災上緊急に実施する必要があるものに関する事項

イ 高層建築物、地下街、駅その他不特定かつ多数の者が利用する施設又は当該施設内におけるエレベーター等の設備のうち、地震防災上その利用者の安全の確保を要するもの

ロ 工場、事業場等の施設が集積している地域における工場その他の施設又は石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域における石油、高圧ガス等の貯蔵所、製造所その他の施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、首都直下地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等	チ 海外からの防災に関する支援の円滑な受入れに関する事項	いて準用する。 (関係都県への援助) 第二十二条 国は、関係都県に対し、地方緊急対策実施計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。 (住民防災組織の認定等) 第二十三条 関係都県知事は、その区域内における住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織のうち、緊急対策区域内において首都直下地震による被害の軽減を図る上で効果的な活動を行うと認められるものを、住民防災組織として認定することができる。	二 特定緊急対策事業推進計画の目標 三 前号の目標を達成するために推進しようとする取組の内容 四 第二号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定緊急対策事業の内容及び実施主体に関する事項 五 前号に規定する特定緊急対策事業ごとの次の規定による特別の措置の内容 六 前各号に掲げるもののほか、第四号に規定する特定緊急対策事業に関する事項その他特定緊急対策事業の実施等による地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項
二 首都直下地震に係る被害の発生を防止し、又は軽減するための住宅その他の建築物等に係る地震防災対策に関し次に掲げる事項 イ 住宅その他の建築物の耐震診断(地震に対する安全性を評価することをいう。)の促進その他建築物の耐震化(地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。)に関する事項 ロ 住宅その他の建築物の不燃化、延焼の防止その他の火災の発生防止及び火災による被害の軽減に関する事項 ハ 延焼の防止、避難路の確保等のための街区の整備に関する事項	五 首都直下地震に係る防災訓練に関する事項 六 地震防災に関する技術の研究開発に関する事項 七 前各号に掲げる事項に係る事業又は事務(以下「事業等」という。)と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業等その他の首都直下地震に係る地震防災対策の推進のため前各号に掲げる事項に係る事業等に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業等に関する事項 八 前各号に掲げるもののほか、緊急対策の推進に関し必要な事項で内閣府令で定めるもの	2 国及び特定地方公共団体(関係都県又はその全部若しくは一部の区域が緊急対策区域である市町村(特別区を含む。以下「関係市町村」という。)をいう。以下同じ。)は、前項の認定を受けた住民防災組織に対し、緊急対策区域内における首都直下地震による被害の軽減を図るための活動に関し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。 第六章 特定緊急対策事業推進計画に係る特別の措置 第一節 特定緊急対策事業推進計画の認定 第二十四条 特定地方公共団体は、単独で又は共同して、当該特定地方公共団体に係る緊急対策区域内の区域について、内閣府令で定めるところにより、特定緊急対策事業(次節の規定による特別の措置の適用を受ける事業をいう。以下同じ。)の実施又はその実施の促進による首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進を図るための計画(以下「特定緊急対策事業推進計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。	三 前号に掲げる者は、特定地方公共団体に対して、第一項の規定による申請(以下この節において単に「申請」という。)をすることについての提案をすることができる。 一 当該提案に係る区域において特定緊急対策事業を実施しようとする者 二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る区域における特定緊急対策事業の実施に関し密接な関係を有する者
三 次に掲げる事項のうち、当該緊急対策区域において首都直下地震に係る災害応急対策及び災害復旧の円滑かつ的確な実施に必要なものの イ 被災者の救難及び救助の実施に関する事項 ロ 地震災害が発生した時(以下「地震災害時」という。)における医療の提供に関する事項 ハ 地震災害時における滞在者等に対する支援に関する事項 ニ 地震災害時における電気、ガス、水道等の供給体制の確保に関する事項 ホ 災害応急対策及び災害復旧に必要な物資の流通に関する事項 ヘ 地震災害時における通信手段の確保に関する事項 ト ボランティアによる防災活動の環境の整備に関する事項	4 前項各号に掲げる事項には、関係都県が実施する事業等に係るものを記載するほか、必要に応じ、当該関係都県以外の者が実施する事業等に係るものを記載することができる。 5 関係都県知事は、地方緊急対策実施計画に当該関係都県以外の者が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。 6 関係都県知事は、地方緊急対策実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その全部又は一部の区域が当該地方緊急対策実施計画に係る緊急対策区域である市町村の長の意見を聴かなければならない。 7 関係都県知事は、地方緊急対策実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 8 前三項の規定は、地方緊急対策実施計画の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)につ	2 特定緊急対策事業推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 特定緊急対策事業推進計画の区域	6 特定地方公共団体は、特定緊急対策事業推進計画を作成しようとする場合において、第三十一条第一項の地震防災対策推進協議会が組織されているときは、当該特定緊急対策事業推進計画に定める事項について当該地震防災対策推進協議会における協議をしなければならない。 7 申請には、次に掲げる事項を記載した書面を

添付しなければならない。 一 第三項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要 二 第四項の提案を踏まえた申請をする場合にあっては、当該提案の概要 三 前項の規定による協議をした場合にあっては、当該協議の概要 8 内閣総理大臣は、申請があつた特定緊急対策事業推進計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 一 緊急対策推進基本計画に適合するものであること。 二 当該特定緊急対策事業推進計画の実施が当該特定緊急対策事業推進計画の区域における首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであると認められること。 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 9 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条、次条及び第二十六条第一項において単に「認定」という。）をしようとするときは、特定緊急対策事業推進計画に定められた特定緊急対策事業に関する事項について、当該特定緊急対策事業に係る関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関（以下この章において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。 10 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。 （認定に関する処理期間） 第二十五条 内閣総理大臣は、申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならない。 2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、前条第九項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。	（認定推進計画の変更） 第二十六条 認定を受けた特定地方公共団体は、認定を受けた特定緊急対策事業推進計画（以下「認定推進計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。 2 第二十四条第三項から第十項まで及び前条の規定は、前項の認定推進計画の変更について準用する。 （報告の徴収） 第二十七条 内閣総理大臣は、第二十四条第八項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章において単に「認定」という。）を受けた特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定推進計画（認定推進計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。 2 関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定推進計画に定められた特定緊急対策事業の実施の状況について報告を求めることができる。 （措置の要求） 第二十八条 内閣総理大臣は、認定推進計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定推進計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。 2 関係行政機関の長は、認定推進計画に定められた特定緊急対策事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該特定緊急対策事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。 （認定の取消し） 第二十九条 内閣総理大臣は、認定推進計画が第二十四条第八項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣	は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。 2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。 3 第二十四条第十項の規定は、第一項の規定による認定推進計画の認定の取消しについて準用する。 （認定地方公共団体への援助等） 第三十条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定推進計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。 2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、認定推進計画に係る特定緊急対策事業の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定緊急対策事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。 3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣、関係行政機関の長、認定地方公共団体、関係地方公共団体及び実施主体は、認定推進計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。 （地震防災対策推進協議会） 第三十一条 特定地方公共団体は、第二十四条第一項の規定により作成しようとする特定緊急対策事業推進計画並びに認定推進計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、地震防災対策推進協議会（以下この条において「地域協議会」という。）を組織することができる。 2 地域協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 前項の特定地方公共団体 二 特定緊急対策事業を実施し、又は実施すると見込まれる者 3 第一項の規定により地域協議会を組織する特定地方公共団体は、必要があると認めるときは、	前項各号に掲げる者のほか、地域協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。 一 当該特定地方公共団体が作成しようとする特定緊急対策事業推進計画又は認定推進計画及びその実施に関し密接な関係を有する者 二 前号に掲げる者のほか、当該特定地方公共団体が必要と認める者 4 特定地方公共団体は、前項の規定により地域協議会の構成員を加えるに当たっては、地域協議会の構成員の構成が、当該特定地方公共団体が作成しようとする特定緊急対策事業推進計画又は認定推進計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。 5 次に掲げる者は、地域協議会が組織されていない場合にあっては、特定地方公共団体に対して、地域協議会を組織するよう要請することができる。 一 特定緊急対策事業を実施し、又は実施しようとする者 二 前号に掲げる者のほか、当該特定地方公共団体が作成しようとする特定緊急対策事業推進計画又は認定推進計画及びその実施に関し密接な関係を有する者 6 前項の規定による要請を受けた特定地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。 7 特定地方公共団体は、第一項の規定により地域協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。 8 第五項各号に掲げる者であつて地域協議会の構成員でないものは、第一項の規定により地域協議会を組織する特定地方公共団体に対して、自己を地域協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。 9 前項の規定による申出を受けた特定地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申
---	---	--	---

出に應じなければならない。

10 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、地域協議会の運営に關し必要な事項は、地域協議会が定める。

第二節 認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置

(建築基準法の特例)

第三十二条 特定地方公共団体が、第二十四条第二項第四号に規定する特定緊急対策事業として、緊急防災建築物整備事業(特定緊急対策事業推進計画の区域内において避難施設その他の地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。次項において同じ。)を定めた特定緊急対策事業推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定緊急対策事業推進計画に定められた建築物に対する建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第四十八条第一項から第十二項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四十八条第一項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第三十二号)第三十二条第一項の認定を受けた同項に規定する特定緊急対策事業推進計画に定められた同条第二項に規定する基本方針(以下この条において「認定計画基本方針」という。)に適合すると認めて許可した場合その他」と、同項から同条第十項まで及び同条第十二項の規定のただし書の規定中「認め」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第二項から第十二項までの規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、認定計画基本方針に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

2 前項の特定緊急対策事業推進計画には、第二

十四条第二項第六号に掲げる事項として、当該特定緊急対策事業推進計画において定められた緊急防災建築物整備事業に係る建築物の整備に關する基本方針を定めるものとする。この場合において、当該基本方針は、当該特定緊急対策事業推進計画の区域内の用途地域(建築基準法第四十八条第十三項に規定する用途地域をいう。)の指定の目的に反することのないよう定めなければならない。

第三十三条 特定地方公共団体が、第二十四条第二項第四号に規定する特定緊急対策事業として、特別用途地区緊急防災建築物整備事業(建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することにより、特定緊急対策事業推進計画の区域内の特別用途地区(都市計画法第八十一条第二号に掲げる特別用途地区をいう。次項において同じ。)内において、避難施設その他の地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。次項において同じ。)を定めた特定緊急対策事業推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた特定地方公共団体については、当該認定を建築基準法第四十九条第二項の承認とみなして、同項の規定を適用する。

2 前項の特定緊急対策事業推進計画には、第二十四条第二項第六号に掲げる事項として、当該特別用途地区緊急防災建築物整備事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。

(補助金等交付財産の処分の制限に係る承認の手続の特例)

第三十四条 特定地方公共団体が、第二十四条第二項第四号に規定する特定緊急対策事業として、首都直下地震に係る地震防災対策の円滑か

つ迅速な推進に資する事業の活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二十二条に規定する財産をいう。)を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等(同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業を定めた特定緊急対策事業推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定を受けたことをもって、同法第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第七章 雑則

(地震観測施設等の整備)

第三十五条 国は、首都直下地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならない。

(関係都県等に対する国の援助)

第三十六条 第十四条第一項、第二十二條及び第三十条第一項に定めるもののほか、国は、関係都県及び関係市町村に対し、首都直下地震に係る地震防災対策の実施に關し、当該地域の実情に応じ、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(首都直下地震に係る総合的な防災訓練の実施)

第三十七条 緊急対策区域に係る災害対策基本法第二十三条に規定する指定行政機関の長(当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関)及び関係都県知事は、必要に応じ、当該区域に係る関係市町村の長その他の者と連携して、首都直下地震に係る総合的な防災訓練を行わなければならない。

(広域的な連携協力体制の構築)

第三十八条 国及び地方公共団体は、首都直下地震が発生した場合において、災害応急対策、災害復旧、災害廃棄物の処理その他の関係都県及び関係市町村の業務が円滑かつ適切に実施されるよう、関係都県及び関係市町村と関係都県及

び関係市町村以外の地方公共団体その他の関係機関との広域的な連携協力体制の構築に努めなければならない。

2 国は、前項の広域的な連携協力体制の構築が推進されるよう、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第三十九条 国は、首都直下地震に係る地震防災対策の推進に關する施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(権限の委任)

第四十条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(命令への委任)

第四十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、命令で定める。

(経過措置)

第四十二条 この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行状況、最新の科学的知見等を勘案し、首都直下地震に係る地震防災対策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(消防組織法の一部改正)

第三条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二十一号中「及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）」を「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）」及び首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第七号）に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第四条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第十四号の四の次に次の一号を加える。

十四の四の二 首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第七号）に基づく地震防災対策に関すること。

（政令への委任）

第五条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図り、もって首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、首都直下地震緊急対策区域の指定、緊急対策推進基本計画の作成、行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画の作成、首都中枢機能維持基盤整備等計画の指定並びに首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定及び認定基盤整備等計画に係る特別の措置、地方緊急対策実施計画の作成並びに特定緊急対策事業推進計画の認定及び認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

首都直下地震対策特別措置法案（委員会起草案）

首都直下地震対策特別措置法

第一類第一号

災害対策特別委員会議録第六号

平成二十五年十一月十二日

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 緊急対策推進基本計画（第四条）

第三章 行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画等（第五条・第六条）

第四章 首都中枢機能維持基盤整備等計画における特別の措置

第一節 首都中枢機能維持基盤整備等計画の指定等（第七條）

第二節 首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定等（第八条―第十五条）

第三節 認定基盤整備等計画に係る特別の措置（第十六条―第二十條）

第五章 地方緊急対策実施計画の作成等（第二十一条―第二十三条）

第六章 特定緊急対策事業推進計画に係る特別の措置

第一節 特定緊急対策事業推進計画の認定等（第二十四条―第三十一条）

第二節 認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置（第三十二条―第三十四条）

第七章 雑則（第三十五条―第四十二条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、首都直下地震緊急対策区域の指定、緊急対策推進基本計画の作成、行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画の作成、首都中枢機能維持基盤整備等計画の指定並びに首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定及び認定基盤整備等計画に係る特別の措置、地方緊急対策実施計画の作成並びに特定緊急対策事業推進計画の認定及び認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めることにより、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「首都直下地震」とは、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）の区域並びに茨城県の区域のうち政令で定める区域をいう。次項において同じ。及びその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震をいう。

2 この法律において「首都中枢機能」とは、東京圏における政治、行政、経済等の中枢機能をいう。

3 この法律において「地震災害」とは、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。

4 この法律において「地震防災」とは、地震災害の発生防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。

（首都直下地震緊急対策区域の指定等）

第三条 内閣総理大臣は、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を、首都直下地震緊急対策区域（以下「緊急対策区域」という。）として指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による緊急対策区域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による緊急対策区域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係する都県の意見を聴かなければならない。この場合において、当該都県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係する市町村の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による緊急対策区域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による緊急対策区域の指定の解除をする場合に準用する。

第二章 緊急対策推進基本計画

第四条 政府は、前条第一項の規定による緊急対策区域の指定があつたときは、首都直下地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策（以下「緊急対策」という。）の推進に関する基本的な計画（以下「緊急対策推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 緊急対策推進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

二 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針

三 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関し次に掲げる事項

イ 首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項

ロ 首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となつた場合における当該首都中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項

ハ 緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、首都中枢機能の維持に関し必要な事項

四 第七条第一項に規定する首都中枢機能維持基盤整備等計画の指定及び第八条第一項に規定する基盤整備等計画の同条第十項の認定に関する基本的な事項

五 第二十一条第一項に規定する地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項

六 第二十四条第一項に規定する特定緊急対策事業推進計画の同条第八項の認定に関する基

本的な事項 七 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に關し政府が講ずべき措置についての計画 八 前各号に掲げるもののほか、緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に關し必要な事項 三 内閣総理大臣は、緊急対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。 四 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、緊急対策推進基本計画を公表しなければならない。 五 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、緊急対策推進基本計画を変更しなければならない。 六 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による緊急対策推進基本計画の変更について準用する。 第三章 行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画等 第五条 政府は、緊急対策推進基本計画を基本として、首都直下地震が発生した場合における国の行政に關する機能のうち中枢的なもの（以下この条において「行政中枢機能」という。）の維持に係る緊急対策の実施に關する計画（以下この条において「緊急対策実施計画」という。）を定めなければならない。 二 緊急対策実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 政府全体の見地からの政府の業務の継続に關する事項 二 業務の継続に必要な職員の確保、非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄その他の首都直下地震が発生した場合における円滑かつ迅速な業務の継続に係る体制の整備に關する事項を内容とする各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に關する事項 三 行政中枢機能の全部又は一部を維持するこ	とが困難となつた場合における当該行政中枢機能の一次的な代替に關する事項 四 前三号に掲げるもののほか、行政中枢機能の維持に關し必要な事項 三 前条第三項から第六項までの規定は、緊急対策実施計画について準用する。 （首都中枢機能の維持に係る国会及び裁判所の措置） 第六条 国会及び裁判所は、緊急対策推進基本計画を考慮して、前条の規定に準じた所要の措置を講ずるものとする。 第四章 首都中枢機能維持基盤整備等地區における特別の措置 第一節 首都中枢機能維持基盤整備等地區の指定等 第七條 内閣総理大臣は、緊急対策区域のうち、首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者、来訪者又は居住者（以下「滞在者等」という。）の安全の確保を図るために必要な撤退のために移動する経路、一定期間退避するための施設、備蓄倉庫その他の施設（以下「安全確保施設」という。）の整備等を緊急に行う必要がある地区を、首都中枢機能維持基盤整備等地區（以下「基盤整備等地區」という。）として指定するものとする。 二 第三條第三項から第五項までの規定は、前項の規定による基盤整備等地區の指定について準用する。この場合において、同條第五項中「前三項」とあるのは、「前二項」と読み替えるものとする。 第二節 首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定等 第八條 前條第一項の規定による基盤整備等地區の指定があつたときは、その全部又は一部の区域が基盤整備等地區である地方公共団体（以下この章において「関係地方公共団体」という。）は、共同して、基盤整備等地區について、首都	直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な安全確保施設の整備等に關する計画（以下「基盤整備等計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。 二 基盤整備等計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 首都中枢機能の維持を図るために必要な次に掲げる事項 イ ロ(1)から(4)までに掲げる事業（以下「基盤整備事業」という。）を通じて首都中枢機能の維持に關する基本的な方針 ロ 首都中枢機能の維持を図るために必要な次に掲げる事業並びにその実施主体及び実施期間に關する事項 (1) 電気、ガス、水道等の供給体制に係る基盤の整備に關する事業 (2) 情報通信システムに係る基盤の整備に關する事業 (3) 道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設その他の公益的施設（ハにおいて「公共公益施設」という。）の整備に關する事業 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備に關する事業 ハ ロ(3)及び(4)に掲げる事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項 ニ イからハまでに掲げるもののほか、首都中枢機能の維持を図るために必要な事項 二 滞在者等の安全の確保を図るために必要な次に掲げる事項 イ 安全確保施設の整備等を通じた滞在者等の安全の確保に關する基本的な方針 ロ 安全確保施設の整備に關する事業並びにその実施主体及び実施期間に關する事項 ハ ロに規定する事業により整備された安全	確保施設の適切な管理のために必要な事項 二 安全確保施設を有する建築物の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に關する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二條第二項に規定する耐震改修をいう。）その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に關する事項 ホ 滞在者等の誘導、滞在者等に対する情報提供その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務及びその実施主体に關する事項 ヘ イからホまでに掲げるもののほか、滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項 三 基盤整備事業に關する事項には、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二條第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる施設、工作物又は物件（次項並びに第十九條第一項及び第三項において「施設等」という。）のうち、首都中枢機能の維持を図るためのものとして政令で定めるものの設置であつて、同法第三十二條第一項又は第三項の許可に係るものに關する事項を記載することができる。 四 関係地方公共団体は、基盤整備等計画に前項の施設等の設置に關する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する道路管理者（道路法第十八條第一項に規定する道路管理者をいう。）及び第十九條第一項から第三項までにおいて同じ。）及び都道府県公安委員会に協議し、その同意を得なければならない。 五 基盤整備等計画は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二條第九号に規定する防災業務計画及び同條第十号に規定する地域防災計画との調和が保たれたものでなければならない。 六 次に掲げる者は、関係地方公共団体に対して、第一項の規定による申請（以下この条及び次條第一項において単に「申請」という。）をすることについての提案をすることができる。
---	--	--	---

一 当該提案に係る基盤整備等地區において基盤整備事業及び第二項第二号又は二に規定する事業（以下この章において「基盤整備事業等」という。）を実施しようとする者 二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る基盤整備等地區における基盤整備事業等の実施に密接な関係有する者	二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る基盤整備等地區における基盤整備事業等の実施に密接な関係有する者 12 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。 （認定に関する処理期間） 第九条 内閣総理大臣は、申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならない。 2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができないよう、速やかに、前条第十一項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。 （認定基盤整備等計画の変更） 第十条 認定を受けた関係地方公共団体は、認定を受けた基盤整備等計画（以下この章において「認定基盤整備等計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。 2 第八条第五項から第十二項まで及び前条の規定は、認定基盤整備等計画の変更について準用する。 （報告の徴収） 第十一条 内閣総理大臣は、第八条第十項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第十三条第一項において単に「認定」という。）を受けた関係地方公共団体（以下この節において「認定地方公共団体」という。）に対し、認定基盤整備等計画（認定基盤整備等計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下この章において同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。 2 関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定基盤整備等計画に定められた基盤整備事業等の実施の状況について報告を求めることができる。	7 前項の提案を受けた関係地方公共団体は、当該提案に基づき申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。 8 関係地方公共団体は、基盤整備等計画を作成しようとするときは、当該基盤整備等計画に定める事項について第十五条第一項の首都中枢機能維持基盤整備等協議会における協議をしなければならない。 9 申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。 一 第六項の提案を踏まえた申請をする場合にあっては、当該提案の概要 二 前項の規定による協議の概要 10 内閣総理大臣は、申請があつた基盤整備等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 一 緊急対策推進基本計画に適合するものであること。 二 当該基盤整備等計画の実施が当該基盤整備等地區における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な安全確保施設の整備等の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであると認められること。 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 11 内閣総理大臣は、前項の認定（次項、次条及び第十条第一項において単に「認定」という。）をしようとするときは、基盤整備等計画に定め	（措置の要求） 第十二条 内閣総理大臣は、認定基盤整備等計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定基盤整備等計画の実施に密接な関係有する者（首都中枢機能維持基盤整備等協議会）に協力を要するよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。 第十五条 関係地方公共団体は、第八条第一項の規定により作成しようとする基盤整備等計画並びに認定基盤整備等計画及びその実施に密接な関係有する事項について協議するため、首都中枢機能維持基盤整備等協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 前項の関係地方公共団体 二 国の関係行政機関その他の関係機関 三 基盤整備事業等を実施し、又は実施すると見込まれる者 3 第一項の規定により協議会を組織する関係地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。 一 当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は認定基盤整備等計画及びその実施に密接な関係有する者 二 前号に掲げる者のほか、当該関係地方公共団体が構成員と認める者 4 関係地方公共団体は、前項の規定により協議会の構成員を加えるに当たっては、協議会の構成員の構成が、当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は認定基盤整備等計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。 5 次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する関係地方公共団体に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。 一 基盤整備事業等を実施し、又は実施しようとする者 二 前号に掲げる者のほか、当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は	二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る基盤整備等地區における基盤整備事業等の実施に密接な関係有する者 10 内閣総理大臣は、申請があつた基盤整備等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 一 緊急対策推進基本計画に適合するものであること。 二 当該基盤整備等計画の実施が当該基盤整備等地區における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な安全確保施設の整備等の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであると認められること。 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 11 内閣総理大臣は、前項の認定（次項、次条及び第十条第一項において単に「認定」という。）をしようとするときは、基盤整備等計画に定め	（措置の要求） 第十二条 内閣総理大臣は、認定基盤整備等計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定基盤整備等計画の実施に密接な関係有する者（首都中枢機能維持基盤整備等協議会）に協力を要するよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。 第十五条 関係地方公共団体は、第八条第一項の規定により作成しようとする基盤整備等計画並びに認定基盤整備等計画及びその実施に密接な関係有する事項について協議するため、首都中枢機能維持基盤整備等協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 前項の関係地方公共団体 二 国の関係行政機関その他の関係機関 三 基盤整備事業等を実施し、又は実施すると見込まれる者 3 第一項の規定により協議会を組織する関係地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。 一 当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は認定基盤整備等計画及びその実施に密接な関係有する者 二 前号に掲げる者のほか、当該関係地方公共団体が構成員と認める者 4 関係地方公共団体は、前項の規定により協議会の構成員を加えるに当たっては、協議会の構成員の構成が、当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は認定基盤整備等計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。 5 次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する関係地方公共団体に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。 一 基盤整備事業等を実施し、又は実施しようとする者 二 前号に掲げる者のほか、当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は	二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る基盤整備等地區における基盤整備事業等の実施に密接な関係有する者 10 内閣総理大臣は、申請があつた基盤整備等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 一 緊急対策推進基本計画に適合するものであること。 二 当該基盤整備等計画の実施が当該基盤整備等地區における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な安全確保施設の整備等の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであると認められること。 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 11 内閣総理大臣は、前項の認定（次項、次条及び第十条第一項において単に「認定」という。）をしようとするときは、基盤整備等計画に定め	（措置の要求） 第十二条 内閣総理大臣は、認定基盤整備等計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定基盤整備等計画の実施に密接な関係有する者（首都中枢機能維持基盤整備等協議会）に協力を要するよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。 第十五条 関係地方公共団体は、第八条第一項の規定により作成しようとする基盤整備等計画並びに認定基盤整備等計画及びその実施に密接な関係有する事項について協議するため、首都中枢機能維持基盤整備等協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 前項の関係地方公共団体 二 国の関係行政機関その他の関係機関 三 基盤整備事業等を実施し、又は実施すると見込まれる者 3 第一項の規定により協議会を組織する関係地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。 一 当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は認定基盤整備等計画及びその実施に密接な関係有する者 二 前号に掲げる者のほか、当該関係地方公共団体が構成員と認める者 4 関係地方公共団体は、前項の規定により協議会の構成員を加えるに当たっては、協議会の構成員の構成が、当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は認定基盤整備等計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。 5 次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する関係地方公共団体に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。 一 基盤整備事業等を実施し、又は実施しようとする者 二 前号に掲げる者のほか、当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は	二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る基盤整備等地區における基盤整備事業等の実施に密接な関係有する者 10 内閣総理大臣は、申請があつた基盤整備等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 一 緊急対策推進基本計画に適合するものであること。 二 当該基盤整備等計画の実施が当該基盤整備等地區における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な安全確保施設の整備等の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであると認められること。 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 11 内閣総理大臣は、前項の認定（次項、次条及び第十条第一項において単に「認定」という。）をしようとするときは、基盤整備等計画に定め	（措置の要求） 第十二条 内閣総理大臣は、認定基盤整備等計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定基盤整備等計画の実施に密接な関係有する者（首都中枢機能維持基盤整備等協議会）に協力を要するよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。 第十五条 関係地方公共団体は、第八条第一項の規定により作成しようとする基盤整備等計画並びに認定基盤整備等計画及びその実施に密接な関係有する事項について協議するため、首都中枢機能維持基盤整備等協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 前項の関係地方公共団体 二 国の関係行政機関その他の関係機関 三 基盤整備事業等を実施し、又は実施すると見込まれる者 3 第一項の規定により協議会を組織する関係地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。 一 当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は認定基盤整備等計画及びその実施に密接な関係有する者 二 前号に掲げる者のほか、当該関係地方公共団体が構成員と認める者 4 関係地方公共団体は、前項の規定により協議会の構成員を加えるに当たっては、協議会の構成員の構成が、当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は認定基盤整備等計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。 5 次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する関係地方公共団体に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。 一 基盤整備事業等を実施し、又は実施しようとする者 二 前号に掲げる者のほか、当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は	第二類第一号 災害対策特別委員会議録第六号	平成二十五年十一月十二日	二二三
--	--	--	---	--	---	--	---	--	---	------------------------------	---------------------	------------

認定基盤整備等計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

6 前項の規定による申出を受けた関係地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

7 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三節 認定基盤整備等計画に係る特別の措置

(開発許可の特例)

第十六条 関係地方公共団体は、基盤整備等計画に基盤整備事業に関する事項として都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為（同法第二十九条第一項各号に掲げるものを除き、同法第三十二条第一項の同意又は同条第二項の規定による協議を要する場合にあつては、当該同意が得られ、又は当該協議が行われているものに限る。）に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第二十九条第一項の許可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された基盤整備等計画につき第八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する都市計画法第二十九条第一項の許可があつたものとみなす。

(土地区画整理事業の認可の特例)

第十七条 関係地方公共団体は、基盤整備等計画に基盤整備事業に関する事項として土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業（同法第五十五条第一項から第六項までに規定する手続を行ったものに限る。）に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、

同法第五十二条第一項の認可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された基盤整備等計画につき第八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する土地区画整理法第五十二条第一項の認可があつたものとみなす。

(市街地再開発事業の認可の特例)

第十八条 関係地方公共団体は、基盤整備等計画に基盤整備事業に関する事項として都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による第一種市街地再開発事業（同法第五十三条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条第二項から第五項までに規定する手続を行ったもの並びに同法第五十三条第四項において準用する同法第七条の十二の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議を行ったものに限る。）に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第五十一条第一項の認可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された基盤整備等計画につき第八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する都市再開発法第五十一条第一項の認可があつたものとみなす。

(道路の占用の許可基準の特例)

第十九条 基盤整備等地区内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、認定基盤整備等計画に記載された第八条第三項に規定する事項に係る施設等のための道路の占用（同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をい）、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域内に設けられる施設等（当該指定に係る種類のものに限る。）のためのものであること。

二 道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 道路管理者は、前項第一号の道路の区域（以下この条において「特例道路占用区域」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

4 前二項の規定は、特例道路占用区域の指定の変更又は解除について準用する。

5 第一項の許可に係る道路法第八十七条第一項の規定の適用については、同項中「円滑な交通を確保する」とあるのは、「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

(都市再生特別措置法の適用)

第二十條 認定基盤整備等計画（第八条第二項第二号に掲げる事項について記載された部分に限る。）については、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条の十三第一項に規定する都市再生安全確保計画とみなして、同法第十九条の十五から第十九条の十八までの規定を適用する。この場合において、同法第十九条の十五第一項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号又は第四号」とあるのは、「首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第 号）第八条第一項に規定する関係地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）は、同項に規定する基盤整備等計画（以下「基盤整備等計画」という。）に

同条第二項第二号又は二」と、同条第三項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号又は第四号」とあるのは、「関係地方公共団体は、基盤整備等計画に首都直下地震対策特別措置法第八条第二項第二号又は二」と、同条第四項中「都市再生安全確保計画が第十九条の十三第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日」とあるのは、「基盤整備等計画につき首都直下地震対策特別措置法第八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日」と、同法第十九条の十六第一項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号又は第四号」とあるのは、「関係地方公共団体は、基盤整備等計画に首都直下地震対策特別措置法第八条第二項第二号又は二」と、同条第三項中「都市再生安全確保計画が第十九条の十三第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日」とあるのは、「基盤整備等計画につき首都直下地震対策特別措置法第八条第十二項の規定による公示があつたとき

は、当該公示の日」と、同法第十九条の十八第一項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号」とあるのは「関係地方公共団体は、基盤整備等計画に首都直下地震対策特別措置法第八条第二項第二号」と、「都市再生安全確保施設」とあるのは「安全確保施設」と、同条第二項中「都市再生安全確保計画が第十九条の十三第五項の規定により公表された日」とあるのは「基盤整備等計画の認定につき首都直下地震対策特別措置法第八条第十二項の規定による公示があった日」と、「当該都市再生安全確保計画」とあるのは「当該認定を受けた基盤整備等計画」とする。

第五章 地方緊急対策実施計画の作成等 (地方緊急対策実施計画)

第二十一条 第三条第一項の規定による緊急対策区域の指定があつたときは、その全部又は一部の区域が緊急対策区域である都県(以下「関係都県」という。)の知事(以下「関係都県知事」という。)は、緊急対策推進基本計画を基本として、当該緊急対策区域において実施すべき緊急対策に関する計画(以下「地方緊急対策実施計画」という。)を作成することができる。

2 地方緊急対策実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地方緊急対策実施計画の区域
- 二 地方緊急対策実施計画の目標
- 三 地方緊急対策実施計画の期間

3 地方緊急対策実施計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。

一 次に掲げる施設等の整備等であつて、当該緊急対策区域において首都直下地震に係る地震防災上緊急に実施する必要があるものに関する事項

イ 高層建築物、地下街、駅その他不特定かつ多数の者が利用する施設又は当該施設内におけるエレベーター等の設備のうち、地震防災上その利用者の安全の確保を要する

もの

ロ 工場、事業場等の施設が集積している地域における工場その他の施設又は石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域における石油、高圧ガス等の貯蔵所、製造所その他の施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、首都直下地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等

二 首都直下地震に係る被害の発生を防止し、又は軽減するための住宅その他の建築物等に係る地震防災対策に関し次に掲げる事項

イ 住宅その他の建築物の耐震診断(地震に対する安全性を評価することという。)の促進その他建築物の耐震化(地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることという。)に関する事項

ロ 住宅その他の建築物の不燃化、延焼の防止その他の火災の発生を防止及び火災による被害の軽減に関する事項

ハ 延焼の防止、避難路の確保等のための街区の整備に関する事項

ニ 住居内における安全の確保に関する事項

ホ 土砂災害及び地盤の液状化の防止に関する事項

三 次に掲げる事項のうち、当該緊急対策区域において首都直下地震に係る災害応急対策及び災害復旧の円滑かつ的確な実施に必要なものの

イ 被災者の救済及び救助の実施に関する事項

ロ 地震災害が発生した時(以下「地震災害時」という。)における医療の提供に関する事項

ハ 地震災害時における滞在者等に対する支援

援に関する事項

二 地震災害時における電気、ガス、水道等の供給体制の確保に関する事項

ホ 災害応急対策及び災害復旧に必要な物資の流通に関する事項

ヘ 地震災害時における通信手段の確保に関する事項

ト ボランティアによる防災活動の環境の整備に関する事項

チ 海外からの防災に関する支援の円滑な受入れに関する事項

リ 応急仮設住宅の建設に係る用地の確保に関する事項

ヌ 災害廃棄物の一時的な保管場所の確保に関する事項

四 住民等の協働による防災対策の推進に関する事項

五 首都直下地震に係る防災訓練に関する事項

六 地震防災に関する技術の研究開発に関する事項

七 前各号に掲げる事項に係る事業又は事務(以下「事業等」という。)と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業等その他の首都直下地震に係る地震防災対策の推進のため前各号に掲げる事項に係る事業等に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業等に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、緊急対策の推進に関し必要な事項で内閣府令で定めるもの

前項各号に掲げる事項には、関係都県が実施する事業等に係るものを記載するほか、必要に応じ、当該関係都県以外の者が実施する事業等に係るものを記載することができる。

成しようとするときは、あらかじめ、その全部又は一部の区域が当該地方緊急対策実施計画に係る緊急対策区域である市町村の長の意見を聴かなければならない。

7 関係都県知事は、地方緊急対策実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 前三項の規定は、地方緊急対策実施計画の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(関係都県への援助)

第二十二條 国は、関係都県に対し、地方緊急対策実施計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(住民防災組織の認定等)

第二十三條 関係都県知事は、その区域内における住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織のうち、緊急対策区域内において首都直下地震による被害の軽減を図る上で効果的な活動を行うと認められるものを、住民防災組織として認定することができる。

2 国及び特定地方公共団体(関係都県又はその全部若しくは一部の区域が緊急対策区域である市町村(特別区を含む。以下「関係市町村」という。)をいう。以下同じ。)は、前項の認定を受けた住民防災組織に対し、緊急対策区域内における首都直下地震による被害の軽減を図るための活動に関し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

第六章 特定緊急対策事業推進計画に係る特別の措置

第一節 特定緊急対策事業推進計画の認定等

(特定緊急対策事業推進計画の認定)

第二十四條 特定地方公共団体は、単独で又は共同して、当該特定地方公共団体に係る緊急対策区域内の区域について、内閣府令で定めるところにより、特定緊急対策事業(次節の規定によ

る特別の措置の適用を受ける事業をいう。以下同じ。の実施又はその実施の促進による首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進を図るための計画（以下「特定緊急対策事業推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 特定緊急対策事業推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定緊急対策事業推進計画の区域
- 二 特定緊急対策事業推進計画の目標
- 三 前号の目標を達成するために推進しようとする取組の内容
- 四 第二号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定緊急対策事業の内容及び実施主体に関する事項
- 五 前号に規定する特定緊急対策事業ごとの次の規定による特別の措置の内容
- 六 前各号に掲げるもののほか、第四号に規定する特定緊急対策事業に関する事項その他特定緊急対策事業の実施等による地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項

4 特定地方公共団体は、特定緊急対策事業推進計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体及び前項第四号に規定する実施主体（以下この章において単に「実施主体」という。）の意見を聴かなければならない。

5 前項の提案を受けた特定地方公共団体は、当該提案に基づき申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、申請をしないこと

とするときは、その理由を明らかにしなければならない。

6 特定地方公共団体は、特定緊急対策事業推進計画を作成しようとする場合において、第三十一条第一項の地震防災対策推進協議会が組織されているときは、当該特定緊急対策事業推進計画に定める事項について当該地震防災対策推進協議会における協議をしなければならない。

7 申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

- 一 第三項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要
- 二 第四項の提案を踏まえた申請をする場合にあっては、当該提案の概要
- 三 前項の規定による協議をした場合にあっては、当該協議の概要

8 内閣総理大臣は、申請があつた特定緊急対策事業推進計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 緊急対策推進基本計画に適合するものであること。
- 二 当該特定緊急対策事業推進計画の実施が当該特定緊急対策事業推進計画の区域における首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条、次条及び第二十六条第一項において単に「認定」という。）をしようとするときは、特定緊急対策事業推進計画に定められた特定緊急対策事業に関する事項について、当該特定緊急対策事業に係る関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関の長（以下この章において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

10 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（認定に関する処理期間）

第二十五条 内閣総理大臣は、申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、前条第九項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

（認定推進計画の変更）

第二十六条 認定を受けた特定地方公共団体は、認定を受けた特定緊急対策事業推進計画（以下「認定推進計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第二十四条第三項から第十項まで及び前条の規定は、前項の認定推進計画の変更について準用する。

（報告の徴収）

第二十七条 内閣総理大臣は、第二十四条第八項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章において単に「認定」という。）を受けた特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定推進計画（認定推進計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定推進計画に定められた特定緊急対策事業の実施の状況について報告を求めることができる。

（措置の要求）

第二十八条 内閣総理大臣は、認定推進計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定推進計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定推進計画に定めら

れた特定緊急対策事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該特定緊急対策事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

（認定の取消し）

第二十九条 内閣総理大臣は、認定推進計画が第二十四条第八項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。

3 第二十四条第十項の規定は、第一項の規定による認定推進計画の認定の取消しについて準用する。

（認定地方公共団体への援助等）

第三十条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定推進計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、認定推進計画に係る特定緊急対策事業の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定緊急対策事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣、関係行政機関の長、認定地方公共団体、関係地方公共団体及び実施主体は、認定推進計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（地震防災対策推進協議会）

第三十一条 特定地方公共団体は、第二十四条第一項の規定により作成しようとする特定緊急対策事業推進計画並びに認定推進計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、地

震災対策推進協議会(以下この条において「地域協議会」という。)を組織することができる。 2 地域協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 前項の特定地方公共団体 二 特定緊急対策事業を実施し、又は実施すると見込まれる者	令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。 8 第五項各号に掲げる者であつて地域協議会の構成員でないものは、第一項の規定により地域協議会を組織する特定地方公共団体に対して、自己を地域協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。	に適合すると認めて許可した場合その他」と、同項から同条第十項まで及び同条第十二項の規定のただし書の規定中「認め、」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第二項から第十二項までの規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、認定計画基本方針に適合すると認めて許可した場合その他」とする。	別用途地区について建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。 (補助金等交付財産の処分の制限に係る承認の手続の特例) 第三十四条 特定地方公共団体が、第二十四条第二項第四号に規定する特定緊急対策事業として、首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に資する事業の活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二十二条に規定する財産をいう。)を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等(同法第二十一条に規定する補助金等をいう。)の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業を定めた特定緊急対策事業推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定を受けたことをもって、同法第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。 第七章 雑則 (地震観測施設等の整備) 第三十五条 国は、首都直下地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならない。 (関係都県等に対する国の援助) 第三十六条 第十四条第一項、第二十二条及び第三十条第一項に定めるもののほか、国は、関係都県及び関係市町村に対し、首都直下地震に係る地震防災対策の実施に関し、当該地域の実情に応じ、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。 (首都直下地震に係る総合的な防災訓練の実施) 第三十七条 緊急対策区域に係る災害対策基本法第二十三条に規定する指定行政機関の長(当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関)及び関係都県知
3 第一項の規定により地域協議会を組織する特定地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。 一 当該特定地方公共団体が作成しようとする特定緊急対策事業推進計画又は認定推進計画及びその実施に関し密接な関係を有する者 二 前号に掲げる者のほか、当該特定地方公共団体が必要と認める者	9 前項の規定による申出を受けた特定地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。 10 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。 11 前各項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。 第二節 認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置 (建築基準法の特例) 第三十二条 特定地方公共団体が、第二十四条第二項第四号に規定する特定緊急対策事業として、緊急防災建築物整備事業(特定緊急対策事業推進計画の区域内において避難施設その他の地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。次項において同じ。)を定めた特定緊急対策事業推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定緊急対策事業推進計画に定められた建築物に対する建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十八条第一項から第十二項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四十八条第一項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第三十二号)第三十二条第一項の認定を受けた同項に規定する特定緊急対策事業推進計画に定められた同条第二項に規定する基本方針(以下この条において「認定計画基本方針」という。)	2 前項の特定緊急対策事業推進計画には、第二十四条第二項第六号に掲げる事項として、当該特定緊急対策事業推進計画において定められた緊急防災建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針を定めるものとする。この場合において、当該基本方針は、当該特定緊急対策事業推進計画の区域内の用途地域(建築基準法第四十八条第十三項に規定する用途地域をいう。)の指定の目的に反することのないよう定めなければならない。	第三十三条 特定地方公共団体が、第二十四条第二項第四号に規定する特定緊急対策事業として、特別用途地区緊急防災建築物整備事業(建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することにより、特定緊急対策事業推進計画の区域内の特別用途地区(都市計画法第八条第一項第二号に掲げる特別用途地区をいう。次項において同じ。)内において、避難施設その他の地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。次項において同じ。)を定めた特定緊急対策事業推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた特定地方公共団体については、当該認定を建築基準法第四十九条第二項の承認とみなして、同項の規定を適用する。
4 特定地方公共団体は、前項の規定により地域協議会の構成員を加えるに当たっては、地域協議会の構成員の構成が、当該特定地方公共団体が作成しようとする特定緊急対策事業推進計画又は認定推進計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。 5 次に掲げる者は、地域協議会が組織されていない場合にあつては、特定地方公共団体に対して、地域協議会を組織するよう要請することができる。 一 特定緊急対策事業を実施し、又は実施しようとする者 二 前号に掲げる者のほか、当該特定地方公共団体が作成しようとする特定緊急対策事業推進計画又は認定推進計画及びその実施に関し密接な関係を有する者 6 前項の規定による要請を受けた特定地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。 7 特定地方公共団体は、第一項の規定により地域協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府	第三十二条 特定地方公共団体が、第二十四条第二項第四号に規定する特定緊急対策事業として、緊急防災建築物整備事業(特定緊急対策事業推進計画の区域内において避難施設その他の地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。次項において同じ。)を定めた特定緊急対策事業推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定緊急対策事業推進計画に定められた建築物に対する建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十八条第一項から第十二項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四十八条第一項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第三十二号)第三十二条第一項の認定を受けた同項に規定する特定緊急対策事業推進計画に定められた同条第二項に規定する基本方針(以下この条において「認定計画基本方針」という。)	2 前項の特定緊急対策事業推進計画には、第二十四条第二項第六号に掲げる事項として、当該特定緊急対策事業推進計画において定められた緊急防災建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針を定めるものとする。この場合において、当該基本方針は、当該特定緊急対策事業推進計画の区域内の用途地域(建築基準法第四十八条第十三項に規定する用途地域をいう。)の指定の目的に反することのないよう定めなければならない。	第三十三条 特定地方公共団体が、第二十四条第二項第四号に規定する特定緊急対策事業として、特別用途地区緊急防災建築物整備事業(建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することにより、特定緊急対策事業推進計画の区域内の特別用途地区(都市計画法第八条第一項第二号に掲げる特別用途地区をいう。次項において同じ。)内において、避難施設その他の地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。次項において同じ。)を定めた特定緊急対策事業推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた特定地方公共団体については、当該認定を建築基準法第四十九条第二項の承認とみなして、同項の規定を適用する。
第二類第一号 災害対策特別委員会議録第六号	平成二十五年十一月十二日	二七	二七

事は、必要に応じ、当該区域に係る関係市町村の長その他の者と連携して、首都直下地震に係る総合的な防災訓練を行わなければならない。

(広域的な連携協力体制の構築)

第三十八条 国及び地方公共団体は、首都直下地震が発生した場合において、災害応急対策、災害復旧、災害廃棄物の処理その他の関係都県及び関係市町村の業務が円滑かつ適切に実施されるよう、関係都県及び関係市町村と関係都県及び関係市町村以外の地方公共団体その他の関係機関との広域的な連携協力体制の構築に努めなければならない。

2 国は、前項の広域的な連携協力体制の構築が推進されるよう、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第三十九条 国は、首都直下地震に係る地震防災対策の推進に関する施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(権限の委任)

第四十条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(命令への委任)

第四十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

(経過措置)

第四十二条 この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布

の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行状況、最新の科学的知見等を勘案し、首都直下地震に係る地震防災対策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(消防組織法の一部改正)

第三条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二十一号中「及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)」を、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)及び首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第号)」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第四条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第十四号の四の次に次の一号を加える。

十四の四の二 首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第号)に基づく地震防災対策に関すること。

(政令への委任)

第五条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図り、もって首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、首都直下地震緊急対策区域の指定、緊急対策推進基本計画の作成、行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画の作成、首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定並びに首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定及び認定基盤整備等計画

に係る特別の措置、地方緊急対策実施計画の作成並びに特定緊急対策事業推進計画の認定及び認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。